

## 第3章 地域別構想

鶴川町都市計画マスタープラン

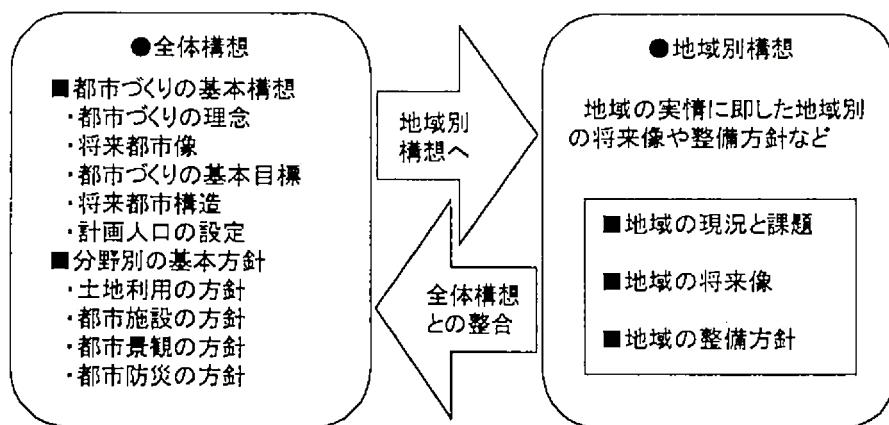
## 1. 地域別構想の基本的な考え方

### 1-1. 地域別構想の位置付けと構成

地域別構想は、全体構想との整合を図りながら、各地域ごとに地域の都市づくりの方針を示すものです。

具体的には、全体構想において将来都市構造を基本にしながらその具体化を図るために示された土地利用、都市施設、都市景観、都市防災の各分野別の基本方針に基づきながら、それぞれの地域の実情に即した、より詳細な地域別の将来像や整備方針などを定め、住民に身近な地域の都市づくりの方向を示すものです。

#### 地域別構想の位置付けと構成



### 1-2. 地域区分の設定

地域別構想を策定するにあたって、計画対象区域を地域の特性や地域としてのまとまりを考慮しながら地域区分を設定するものとします。

区分にあたっては、その区分を明確にするため、道路や河川等の地形的要素を活用し、以下の区分線を設定します。

- 計画対象区域を大きく区分する要素として高規格幹線道路日高自動車道により、南西部地域と北東部地域の2つの地域に区分します。
- 2つの地域のうち南西部地域については、地域の特性を生かしたより詳細な都市づくり方針とするため、鶴川を区分線とする市街地地区と川東地区の2つに区分します。

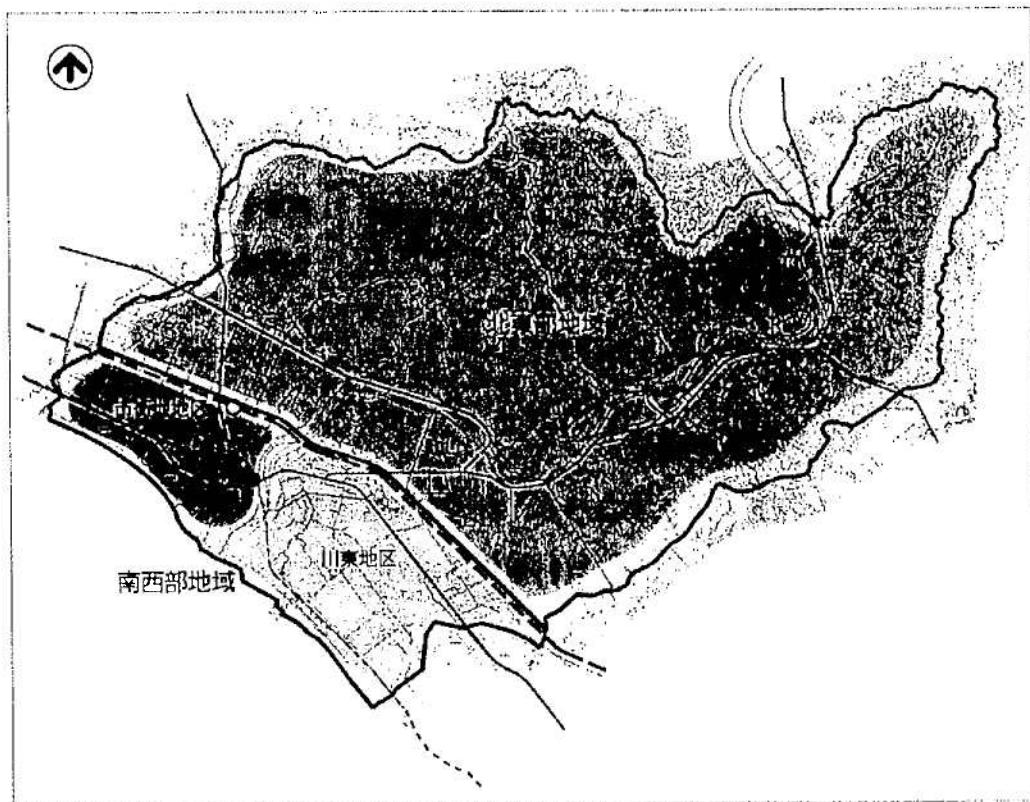
### 地域・地区区分要素

地域区分要素	地域名	地域区分要素	地区名
高規格幹線道路 日高自動車道による区分	南西部地域	一級河川 鶴川による区分	市街地地区 川東地区
	北東部地域	—	—

### 該当町字名

地域	地区	該当町字名
南西部地域	市街地地区	田浦の一部、豊城の一部、晴海町、駒場町、若草町、洋光町、大成町、文京町、美幸町、松風町、末広町、花園町、福住町、青葉町、大原町
	川東地区	宮戸の一部、米原の一部、汐見
北東部地域	—	田浦の一部、豊城の一部、宮戸の一部、米原の一部、二宮、春日、花岡、旭岡、生田、有明

### 地域・地区区分図



## 2. 南西部地域（市街地地区）

### 2-1. 地区の現況と課題

#### （1）新たな市街地形成に向けて

- 本地区中心部は、JR鶴川駅を中心に古くから市街地として発展してきた地区で、役場などの行政サービス施設や、福祉・文化・交流の拠点となる複合施設「四季の館」などといった公共公益施設が立地しているとともに、銀行などの業務施設や大規模小売店舗や既存商店街などの商業施設など都市の中核機能を担う施設が多く集積し、鶴川町の市街地を形成しています。
- 市街地の中心部をJR日高本線が横断し、広域幹線道路では、苫小牧方面と浦河方面を結ぶ国道235号（苫小牧鶴川通）と本地区から千歳方面へ向かう主要道道千歳鶴川線（新生通）があります。新生通は現在整備が進められており、本地区内において国道235号と結節し、本町における交通・交流の拠点として本地区的機能が高まることとなります。
- さらに、本地区的北側においては、苫小牧方面へ向かう高規格日高自動車道が建設中であり、新生通をアクセス路とする鶴川ICが平成15年度より供用開始予定となっており、新生通を中心とする自動車交通動線の変化が予測されます。
- 今後は、高規格日高自動車道といった交通の利便性をいかした、個性的な市街地づくりが望まれますが、鶴川IC開設による土地利用への影響に留意するとともに、自然環境にも留意し、秩序と機能性のある新たな市街地形成を検討する必要があります。



鶴川IC完成予想図



四季の館



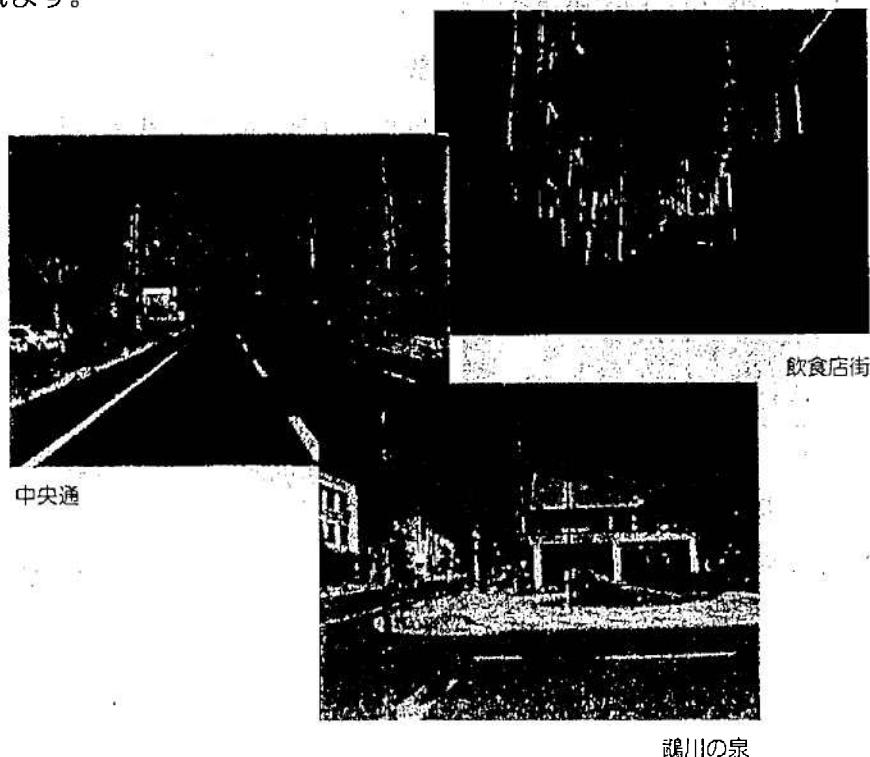
鶴川町役場



JR鶴川駅

## (2) 魅力ある商業空間の形成

- 中央通沿道の商店街を中心とする商業系の地域では、中央通の街路整備に合わせ、街路樹による緑化や、インターロッキングブロックによる歩道整備、デザイン街路灯などの設置により、美しい街並み景観を創出しています。
- しかしながら、戸建て住宅の立地や空地化などの空洞化、商業系地域周辺における商業施設の立地などによる住商の混在化がみられ、商業空間としての魅力が希薄化している状況にあります。また、中央通沿道の横長の商業系地域の形態であることもあいまって、日常の買い物における回遊性の欠如といった指摘がなされます。
- 今後、鶴川町の市街地として本地区のにぎわいと活力を増強させていくためにも、商業施設の集約化などを促進することにより、歩行者の視点にたった回遊性を向上させ、四季の館や役場庁舎など周辺の公共施設との連携の図られた町民に利用しやすい快適な商業空間の形成に努める必要があります。
- また、来町者を迎える鶴川町の顔となるべく地区としても、花や緑の演出による景観形成や、町民と来町者の自然な交流が図られるような交流スペースの確保など、鶴川町の市街地として個性的で魅力的な商業空間を形成していくことが望されます。



#### (3) 居住環境の向上

- 本地区市街地内においては、昭和40年代、50年代に土地区画整理事業が行われ、適正な街区規模と整形な街区形態を有した良好な住宅地がある一方、地区によつては、街区規模の大きな箇所がみられたり、一部で接道の不十分な街区や、狭隘道路もみられるなど、街区の再編や道路の整備が望まれる地区もあります。
- また、高規格日高自動車道と鶴川ICの開通に伴つて、市街地内の交通量は増加することが予測されますが、この交通量の増加は、本地区内における住環境に対し騒音問題を引き起こす可能性もあり、その環境対策が望されます。
- 地区住民の身近な憩いの空間となる街区公園は、概ねの整備がなされているものの、一部において街区公園の誘致距離250mに包括されない地区などもあり、公園の整備が望まれるとともに、既存公園の整備充実をすすめていく必要があります。
- 下水道の未普及地区にあっては、計画的、効率的な整備をすすめていくことが望されます。



公営住宅松風団地（高齢者対応型モデル住宅）

#### (4) 潤いある市街地環境の形成

- 本地区の東側にはししゃもの遡上する清流鶴川が流れています。その鶴川流域には、日本一のたんぽぽ群生地であるたんぽぽ河川緑地が広がっており、たんぽぽの咲く5月・6月には町内外からの多くの利用者が訪れ、鶴川町最大の魅力と知名度を持った緑地空間となっています。

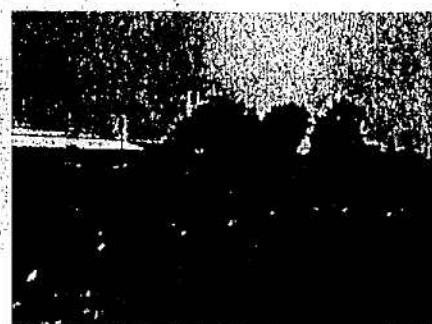
○また、本地区内には良好な緑の環境資源として、保安林の指定を受けている「まちの森」や国道から四季の館を経由し中央通につながる「中央緑道」が存在します。まちの森は、散策路などが整備され、町民の身近な憩いとやすらぎの空間となっており、中央緑道は、町民の通勤、通学、買い物などの日常の生活活動線となっています。

○これらの空間は、市街地内に潤いを与える良好な緑の環境を形成していますが、それぞれの空間が本地区内で分散された位置関係にあり、連続性やポイント性に欠け、市街地内においてその魅力が十分に生かされているとはいえず、それ( )の空間の相乗効果を持たせた潤いある市街地環境を形成していくことが望まれます。

○このため、鶴川流域のたんぽぼ河川緑地を今後も保全し、清流鶴川の魅力を生かすような河岸の環境形成をすすめることが必要であるとともに、たんぽぼ河川緑地や中央緑道、まちの森といった緑の環境資源を、花や緑で演出した街路や街路沿道施設の緑化などにより連続性を持たせ、回遊型の緑のネットワークを形成し、鶴川を軸とした水と緑の環境を市街地内に導く仕掛けづくりが必要です。



たんぽぼ河川緑地



中央緑道



まちの森

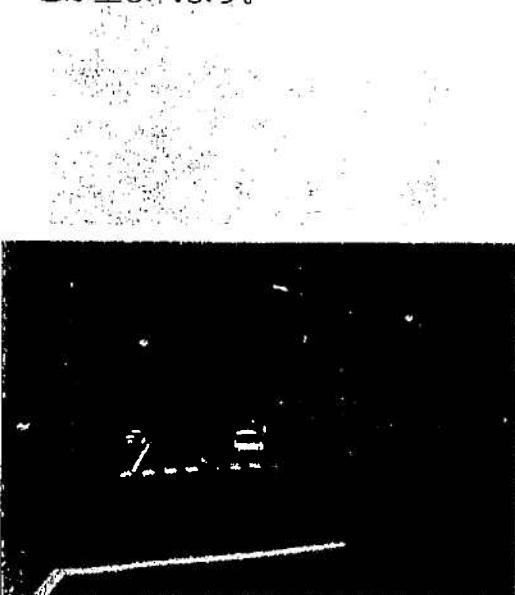
## (5) 魅力ある景観形成

○本地区は、都市の中核機能を担う施設が多く集積し、多くの町民が集い、多くの来町者の訪れる鶴川町の顔となる地区であり、その顔として望ましい魅力ある景観の形成が望まれます。

○苫小牧方面から本地区に入ると、南側（海岸側）の国道沿いには工業系地域が広がっています。この国道沿いの工業系地域は、生コンクリート工場などが立地し、景観的に良好とはいえませんが、會澤高圧コンクリート（株）鶴川工場にみられる鶴川町のシンボルキャラクタをメインに据えた施設整備のように、まちの入り口にある景観ポイントとして良好な景観を形成しているものもあります。

○さらに国道を市街地方面にはいると中央通と苫小牧鶴川通（国道235号）の分岐点にさしかかり、市街地の様相の感じ取れるポイントに行き当たります。このポイントは鶴川町の都市イメージを良くも悪くもする重要なアイストップとなるポイントであることから、鶴川町の玄関口として鶴川らしさをPRする空間として景観の向上を図ることが望されます。

○同様に浦河方面からの本地区入り口となる鶴川大橋とその周辺のポイントや、高規格自動車道から新生通に入るポイント、国道から新生通（四季の館）に入るポイントについても来町者を迎える玄関口として景観の向上を図ることが望れます。



中央通と苫小牧鶴川通の分岐点



国道より見えるコンクリート工場

## (6) 市街地周辺部の自然環境の活用と保全

- 本地区の市街地後背には、水田や畑作を主とする農地が広がっており、良好な田園景観を創出しています。一部の農地では、豊かな自然環境の中で花や野菜の栽培が出来る「ふれあい農園」として農地の活用が図られています。今後も、農地の環境保全と、自然と人との交流を深める農業体験型の交流施設の拡充が望されます。
- 本地区内の海岸域は、太平洋海域に面する砂浜の海岸です。沖合は北海道でも有数の漁場として知られ、良質の海産魚類が水揚げされています。水温は冷たく、海水浴などには向いていませんが、多くの釣り人が訪れる海岸となっています。近年は、海岸の浸食が大きな問題となっており、海岸の浸食防止策など海岸域の保全対策が必要とされます。
- 鶴川河口域には石狩川河口と並ぶ日本の渡り鳥のベースキャンプ地となる鶴川河口干潟があり、古くから大規模な干潟が形成されており、付近の豊かな環境と相まって鳥類の重要な生息地となっています。近年は海岸の浸食などにより、かつての干潟がかなり減少してきており、本町の貴重な自然資源としてその保全が必要となっています。



市街地後背部の農地（田浦）

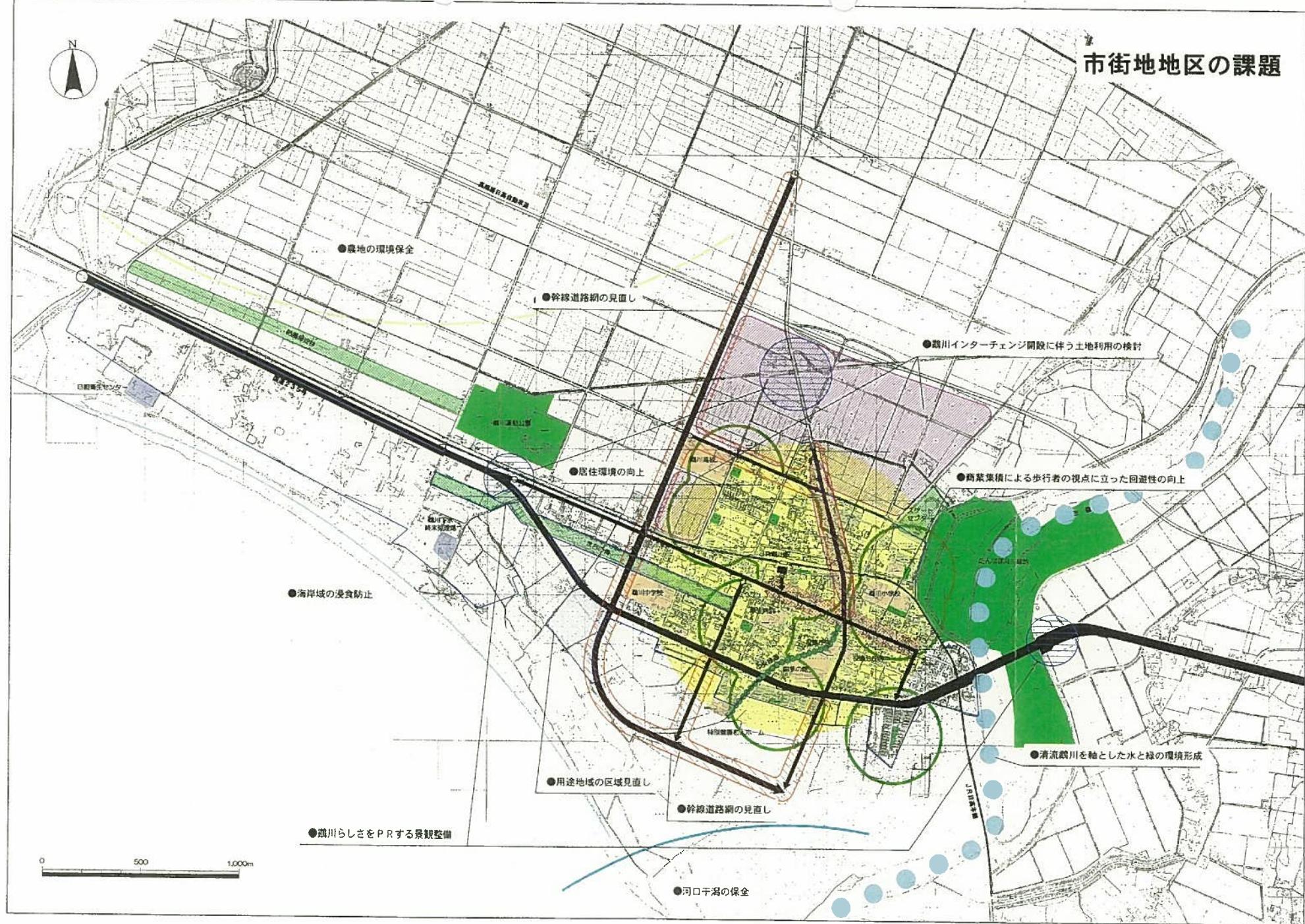


晴海・駒場の海岸線



鶴川河口干潟

## 市街地地区の課題



## 2-2. 地区の将来像

### (1) 将来目標

#### 魅力とにぎわいのある地区づくり

農地や河川、海といった周辺の自然環境の魅力を、都市環境の中に生かし、その中で人が暮らし、集い、多様な活動と交流の展開される魅力とにぎわいのある地区づくりをめざします。

### (2) 展開方向

#### ●潤いある都市環境の形成

一級河川鶴川や農地などの周辺の自然環境を保全していくと共に、都市内にその自然を導く潤いある都市環境の形成を図ります。

#### ●計画的・効率的な道路網の形成

鶴川ICの開設に伴う新たな市街地形成に向けて、計画的・効率的な道路網の形成を図ります。

#### ●交流が生まれる都市空間の形成

鶴川町の顔としてふさわしい商業空間、公共サービス空間の充実により、人が集い交流が生まれる快適で魅力ある都市空間の形成を図ります。

#### ●利便性の高い生活環境の向上

居住機能の強化を図り、子どもからお年寄りまで誰もが安心して快適に暮らせる生活利便性の高い生活環境の向上を図ります。

### (3) 将来の市街地地区構造

市街地地区のあるべき姿を将来の市街地地区構造として以下のように示します。

#### ①地区の骨格

- ・地区的骨格は、外郭を高規格日高自動車道、一級河川鶴川により形成し、苦小牧鶴川通（国道235号）、中央通、新生通（道道千歳鶴川線）、JR日高本線を主軸として形成されます。

#### ②中心核

- ・新生通や中央通沿道の中心商業地、役場等の行政施設、福祉・文化・交流機能を持つ複合施設となる四季の館など市街地の中核的な施設が集積する地区は、町民や来訪者の訪れる市街地の中心であり、市街地の顔となる地区であることから「生活交流中心核」として位置づけます。
- ・また、「生活交流中心核」内の役場分庁舎跡は、特産品販売や町民の活動空間となる「フリースペース」とします。

#### ③主要軸

- ・JR鶴川駅前周辺から生活交流中心核、松風町に至る中央通を「中央通軸」として、国道235号から生活交流中心核、JR日高本線へとつながる新生通を「新生通軸」として位置づけ、この2本の軸を生活交流中心核内の主要軸とします。

#### ④拠点

- ・国道235号沿線の工業地は、工業施設の専用地として本町の工業振興を図る「工業拠点」と位置づけます。

#### ⑤都市内緑地

- ・一級河川鶴川とその周辺緑地を水と緑を生かした快適で個性的な都市空間を形成する「水と緑の環境形成軸」と位置づけます。
- ・保安林指定のなされたまちの森や、中央緑道は、まちなかの貴重な緑地資源であることから今後も保全維持を図るべき「都市内緑地」とします。

#### ⑥生活環境ゾーン

- ・市街地における土地利用の特性や機能に応じて「専用住宅地」「一般住宅地」「沿道住宅地」「商業地」「工業地」を適切に配置します。

#### ⑦自然環境ゾーン・エリア

- ・市街地周辺部における土地利用の特性や機能に応じて「田園ゾーン」「田園活用エリア」「海岸ゾーン」「河口干潟保全エリア」を配置します。

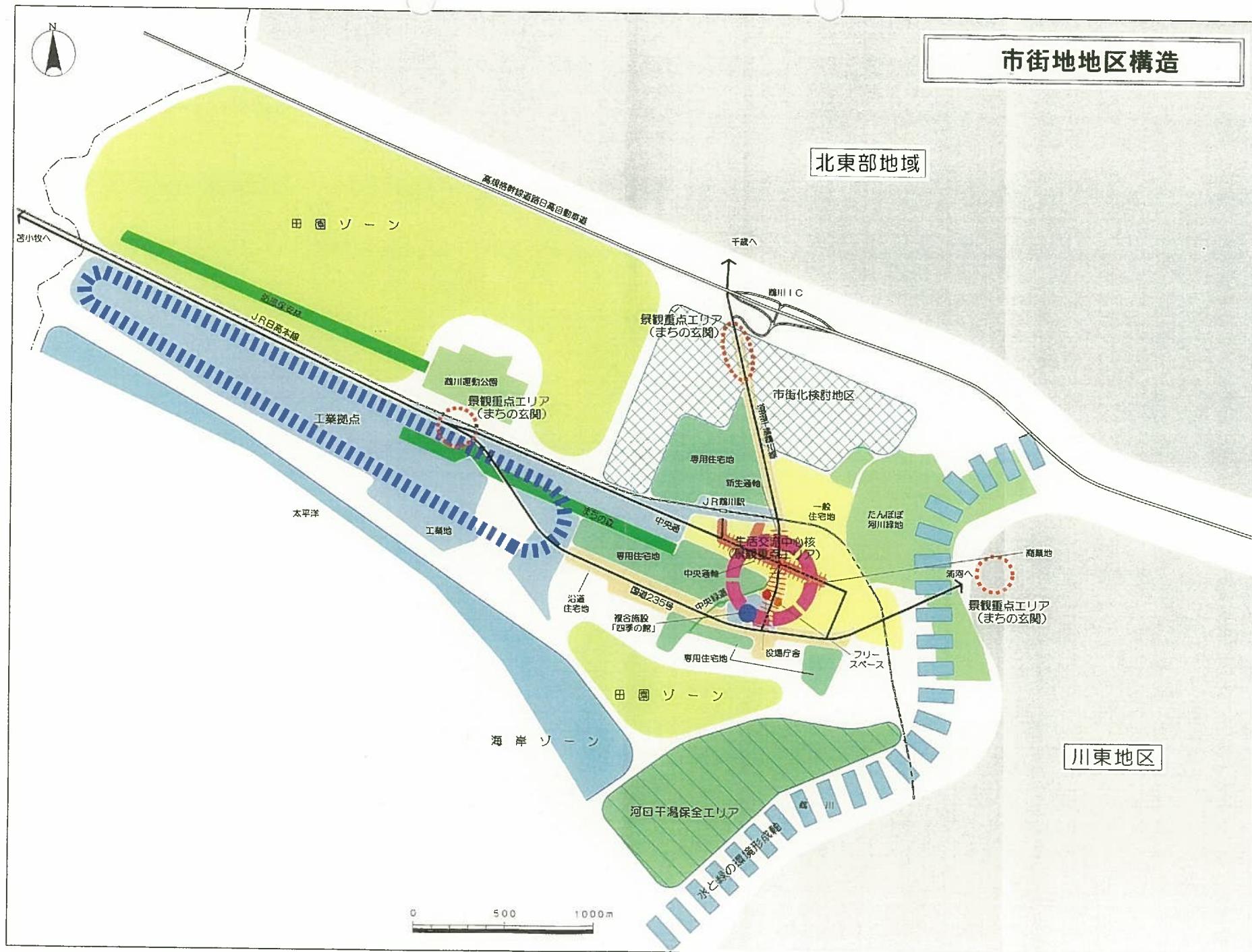
#### ⑧景観重点エリア

- ・鶴川IC周辺、苦小牧鶴川通と中央通の交差部、鶴川大橋周辺を広域交通をまちなかへ引き込む「まちの玄関」とし、「生活交流中心核」とともに「景観重点エリア」と位置づけます。

#### ⑨市街化検討地区

- ・鶴川IC周辺から鶴川高校周辺の農地一体を「市街化検討地区」として位置づけ、鶴川IC開設による土地利用への影響に留意し、計画的な市街化を検討します。

## 市街地地区構造

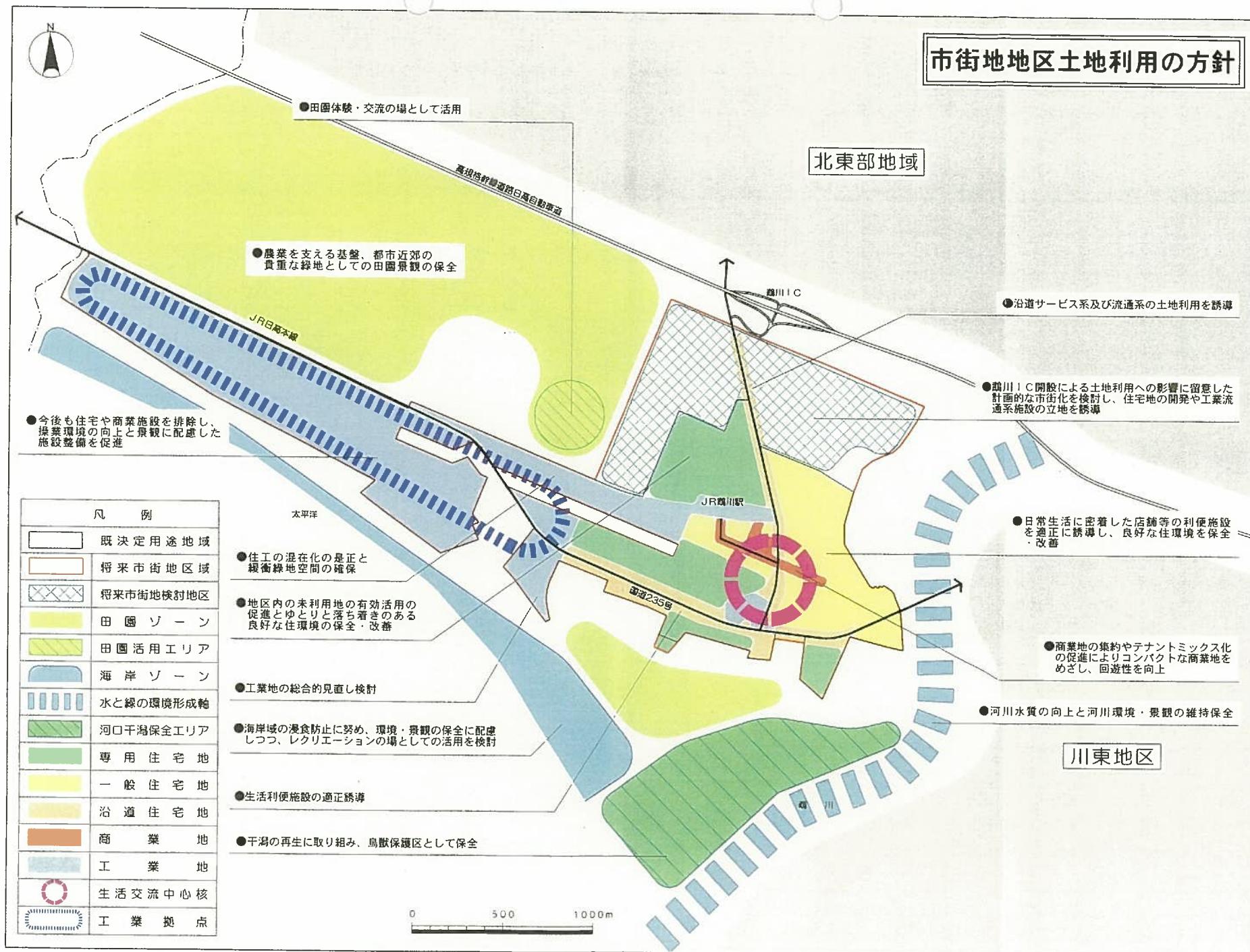


## 2-3. 地区の整備方針

区分	基本方針
(1) 土地利用の方針	
①市街地の方針	<p>＜住宅地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主に福住町・末広町・文京町・美幸町・駒場町・若草町の専用住宅が集積し、住宅以外の建築物が少ない地区を「専用住宅地」として位置づけ、地区内の未利用地の有効活用を促進するとともに、今後もゆとりと落ち着きのある良好な住環境の保全または改善に努めます。</li> <li>●青葉町・大原町・花園町・末広町・文京町・美幸町・松風町・洋光町の主に住宅が集積し、その他の用途の建物が立地する地区を「一般住宅地」と位置づけ、住宅やその他日常生活に密着した店舗等の利便施設を適正に誘導しながら、良好な住環境の保全または改善に努めます。</li> <li>●文京町から松風町に至る苦小牧鶴川通（国道235号）と新生通（道道千歳鶴川線）の沿道は「沿道住宅地」として位置づけ、後背の住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス系及び流通系の土地利用を誘導し、住宅のほか店舗や事業所、行政サービス施設等の生活利便施設を適正に誘導し、生活サービス拠点の形成を図ります。また、防音壁としての効果を持つ植樹や、沿道の住宅や店舗、事業所、公共施設等の構造を防音性の高いものへ誘導することにより、後背の建物への自動車騒音を緩和し、沿道にふさわしい住環境の創出、保全、改善に努めます。</li> <li>●鶴川高校以南の農地から鶴川IC周辺の農地一帯を、将来市街地検討地区として、鶴川IC開設による土地利用への影響に留意し、計画的に市街化を検討する地区として位置づけ、この地区の中で、将来的な世帯分離や住宅密集地の建て詰まり地区からの移転等に伴う住宅需要の受け皿として、「住宅地」としての計画的な開発を図り、周辺の自然環境との調和を図りながら、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境を創出・保全します。</li> </ul>
	<p>＜商業地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中央通沿線と飲食店街に至る沿道の主に店舗等の立地する地区を「商業地」として位置づけ、商業施設の集約やテナントミックスを促進することにより、商業地の空洞化の是正と回遊性を向上させコンパクトな商業地をめざすとともに、まちなかの顔にふさわしい魅力的な商業地景観の形成を図り、町民や来町者の利用頻度の高い商業地の形成をめざします。</li> </ul>
	<p>＜工業地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「工業地」は国道235号沿線の工業施設の集積する地区及び中央通沿線とJR鶴川駅周辺の軽工業施設や住宅の混在する地区に位置づけます。</li> <li>●国道235号沿線の「工業地」は、今後も住宅や商業施設などの立地を排除し操業環境の向上を図るとともに景観に配慮した施設整備を促進し、「工業拠点」としてその形成を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央通沿線とJR鶴川駅周辺の「工業地」は、住工の混在化を是正するため、工業施設の集積を基本に「工業地」の縮小と「住宅地」への土地利用転換を検討し、混在化のやむを得ない地区については、隣接する住宅地の環境を保全するため緩衝緑地空間の確保に努めます。</li> <li>●工業地は、総合的に検討し、その区域を見直します。</li> <li>●市街化検討地区となる鶴川IC周辺の農地において、高規格道路による物流の利便性を生かした工業流通系施設の立地を誘導し、景観にも配慮した計画的な開発を促進します。</li> </ul>
②市街地周辺の方針	<p>＜田園ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地周辺の農地については、「田園ゾーン」として、本町の基幹産業である農業を支える基盤や都市近郊の貴重な緑地として田園景観の保全を図ります。</li> <li>●「田園ゾーン」のうち運動公園と市街地の境付近の農地は、農地の保全を基調としながら、既存の「ふれあい農園」の機能を拡充した施設整備を図り、自然や人、都市と農村との共生や、町内外の人々が体験・交流の場として活用を図る「田園活用エリア」と位置づけます。</li> </ul> <p>＜海岸ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●晴海・駒場・若草町の海岸域は、「海岸ゾーン」として、海岸域の浸食防止に努め、環境・景観の保全に配慮しつつ、レクリエーションの場としての活用を検討します。</li> </ul> <p>＜水と緑の環境形成軸＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一級河川鶴川とその周辺の緑地を「水と緑の環境形成軸」とし、河川水質の向上や河川環境・景観の維持保全に努めるとともに、河口域の干潟については、「河口干潟保全エリア」として、本町の貴重な資源として干潟の再生に取り組みながら、鳥獣保護区としてその保全に努めます。</li> </ul>

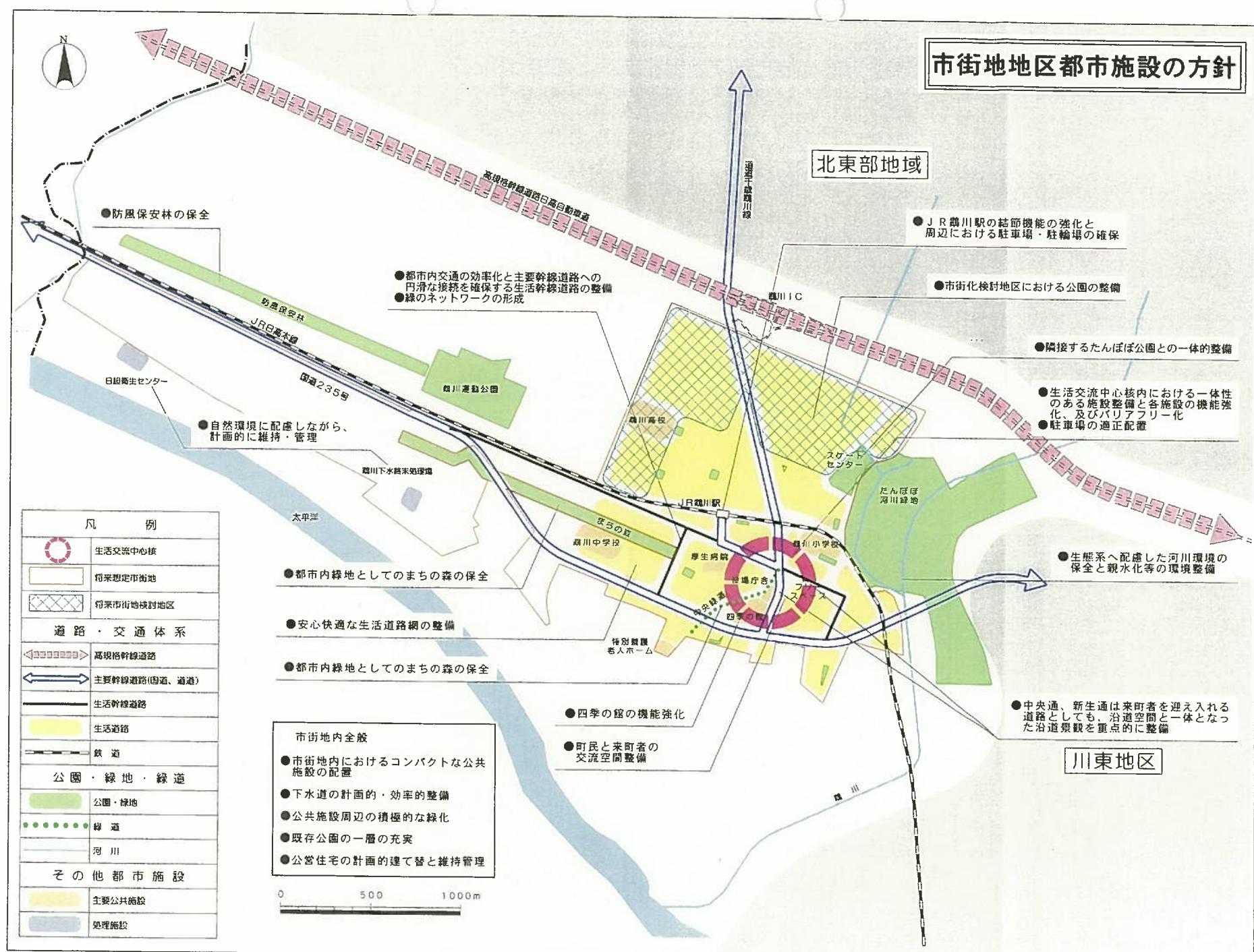
## 市街地地区土地利用の方針



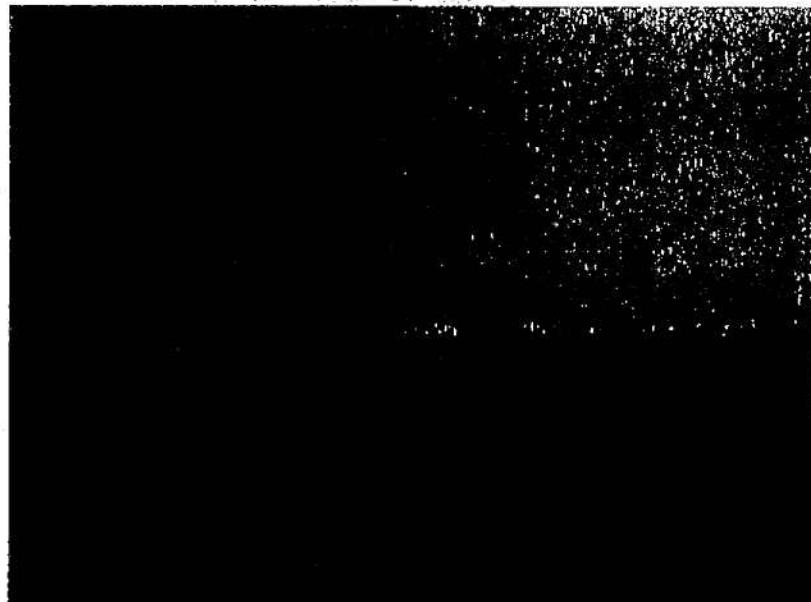
区分	基本方針
(2) 都市施設の方針 ①道路・交通体系の方針	<p>＜道路＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区における「広域幹線道路」は、高規格の高自動車道と「主要幹線道路」となる国道235号（苫小牧鶴川通）、道道千歳鶴川線（新生通）、道道鶴川停車場線がその役割を担うこととなり、周辺市町間の交通の軸としてその機能に対応した整備を促進します。</li> <li>●広域幹線道路を補完し、市街地内の地区や主要施設、都市内緑地など都市活動拠点間を結ぶ道路として「生活幹線道路」を配置し、都市内交通の効率化と主要幹線道路への円滑な接続の確保を図り、都市機能の充実を図るとともに、歩行者や自転車の骨格道路として安全性に配慮した歩行空間の確保を図り、花や木による緑化など、個性的で楽しさが感じられる道路空間の整備を図ります。</li> <li>●中央通や新生通については、「生活交流中心核」の主要軸として、買い物回りの利便性に配慮した町民の日常生活の主要動線及び、来町者を迎える道路として、安全な歩行者、自転車空間を併設した整備を図り、花や緑の演出による沿道景観の形成など沿道空間の高度利用と一体となった重点的な整備を図ります。また、新生通の鉄道との立体交差については、その計画を見直し、平面交差による整備を促進します。</li> <li>●新生通と西大通については、国道235号より海側への市街地の延伸が見込まれにくいため、計画延長の見直しを検討します。</li> <li>●環状通や北栄通については、都市計画道路としての廃止見直しを検討します。</li> <li>●新規整備路線については、必要に応じて都市計画法に基づいた決定手続きを行い、歩道、街路樹、街路灯等の施設を備えた安全で快適な道路空間の整備を図ります。</li> <li>●住宅地内の行き止まり道路や狭隘道路を解消し、住宅地の有効利用を図るとともに、災害時や緊急時の避難路、輸送路としての確保を図り、安心快適な生活道路網の整備を図ります。</li> </ul> <p>-----</p> <p>＜交通施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●JR鶴川駅付近においては、鉄道、バス利用者の需要数にあわせた結節機能の強化と駐車場、駐輪場の適切な確保を図ります。</li> <li>●「生活交流中心核」付近においては中央通商店街、生活交流中心核の機能強化にあわせ駐車場の適切な確保を図ります。</li> <li>●主要施設への道路案内標識においては、歩行者や自動車にも分かりやすい配慮を行うとともに、沿道空間の環境に配慮した設置を図ります。</li> </ul> <p>-----</p> <p>②公園・緑地の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町の骨格軸となる一級河川鶴川は、生態系へ配慮した河川環境の保全を図るとともに親水化を推進し、広域的な利用を視野に入れ、たんぽぽ河川緑地の環境整備を図り、「水と緑の環境形成軸」の形成を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存公園の一層の充実を図るとともに、市街化検討地区において新たに住宅地としての開発がすすめられる地区については、宅地開発の整備にあわせて公園の整備を図り、緑豊かな市街地空間の形成を図ります。</li> <li>●スケートセンターは、隣接するたんぽぽ公園との一体的な環境整備を図ります。</li> <li>●市街地内のまとまった緑地空間となる「まちの森」や、市街地内の縁の生活動線となる「中央緑道」は、今後もその機能と環境の維持・向上を図り、市街地における良好な縁の空間として「都市内緑地」の形成を図ります。</li> <li>●役場庁舎や四季の館などの公共施設周辺においては積極的な緑化を図り、潤いある市街地形成に努めます。</li> <li>●市街地内の公園やその他緑地空間を街路樹の育成による緑のネットワークで結び、緑豊かな市街地の形成をめざします。</li> <li>●田浦地区の防風保安林は周辺の田園環境に取り込み、本地区の緑の資源としてその保全を図ります。</li> </ul>
③下水道整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既成市街地における下水道の供用済区域においては、施設の計画的な保全・維持管理を図ります。</li> <li>●既成市街地における下水道の未普及地区や新たに開発する市街地は、計画的・効率的な施設整備を図ります。</li> </ul>
④他の 都市施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の整備にあたっては、施設利用者の利便性に配慮し、市街地内（用途地域内）において計画的に配置し、コンパクトな市街地形成を図ります。</li> <li>●「生活交流中心核」を形成する市街地内の新生通沿道付近は、商業機能、複合機能、行政機能及びフリースペース機能などの集積を図り、バリアフリー化を推進するとともに、一体性のある施設整備を図ります。</li> <li>●福祉・文化・交流機能を持つ四季の館は、宿泊機能などの新たな機能強化を図り、町民や来町者の利用促進を図ります。</li> <li>●新生通沿道の「フリースペース」は、町民の主体的な活動による施設利用を促進し、町民と来町者の交流空間としてその整備を図ります。</li> <li>●日胆衛生センターや下水終末処理場等の処理施設は、今後も周辺の自然環境に配慮しながら、計画的な維持・管理を図ります。</li> <li>●公営住宅団地については、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に建て替を進め、建て替後は良好な住環境の保全に努めます。</li> </ul>

## 市街地地区都市施設の方針



区分	基本方針
(3) 都市景観の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地・河川・海岸などの自然景観は、将来に引き継ぐべき貴重な自然資源として、その維持保全を図ります。</li> <li>●一級河川鶴川は、水や緑との出会い空間として、シンボル的な鶴川大橋と、たんぽぽ河川緑地のたもと空間による、個性的な景観形成を図ります。</li> <li>●幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、地区のイメージにふさわしい景観の形成に努めます。</li> <li>●国道235号沿線や新生通沿線の「まちの玄関」は、「景観重点エリア」として、鶴川の地域特性を生かしたPR空間としての景観形成を進めます。</li> <li>●「生活交流中心核」は、鶴川町の都市の顔として沿道空間と道路軸景観とが一体となった、シンボル性のある総合的な景観の形成を図ります。</li> </ul>
(4) 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一級河川鶴川の河川整備と洪水防止対策を推進します。</li> <li>●鶴川町地域防災計画に基づく避難場所の確保を図るとともに、避難場所となる建物の耐震化・不燃化を図ります。</li> <li>●災害時における一時避難場所として既存公園を位置づけるとともに、新規公園整備にあわせた一時避難場所の確保を図ります。</li> <li>●役場庁舎を防災ネットワークの拠点として、その機能充実に努めます。</li> <li>●災害時の避難路として、幹線道路の整備を図るとともに、生活道路の改善や新設に努め、避難路や輸送路の確保を図ります。</li> <li>●商業地における建物の不燃化を図り、火災時の延焼防止に努めます。</li> </ul>

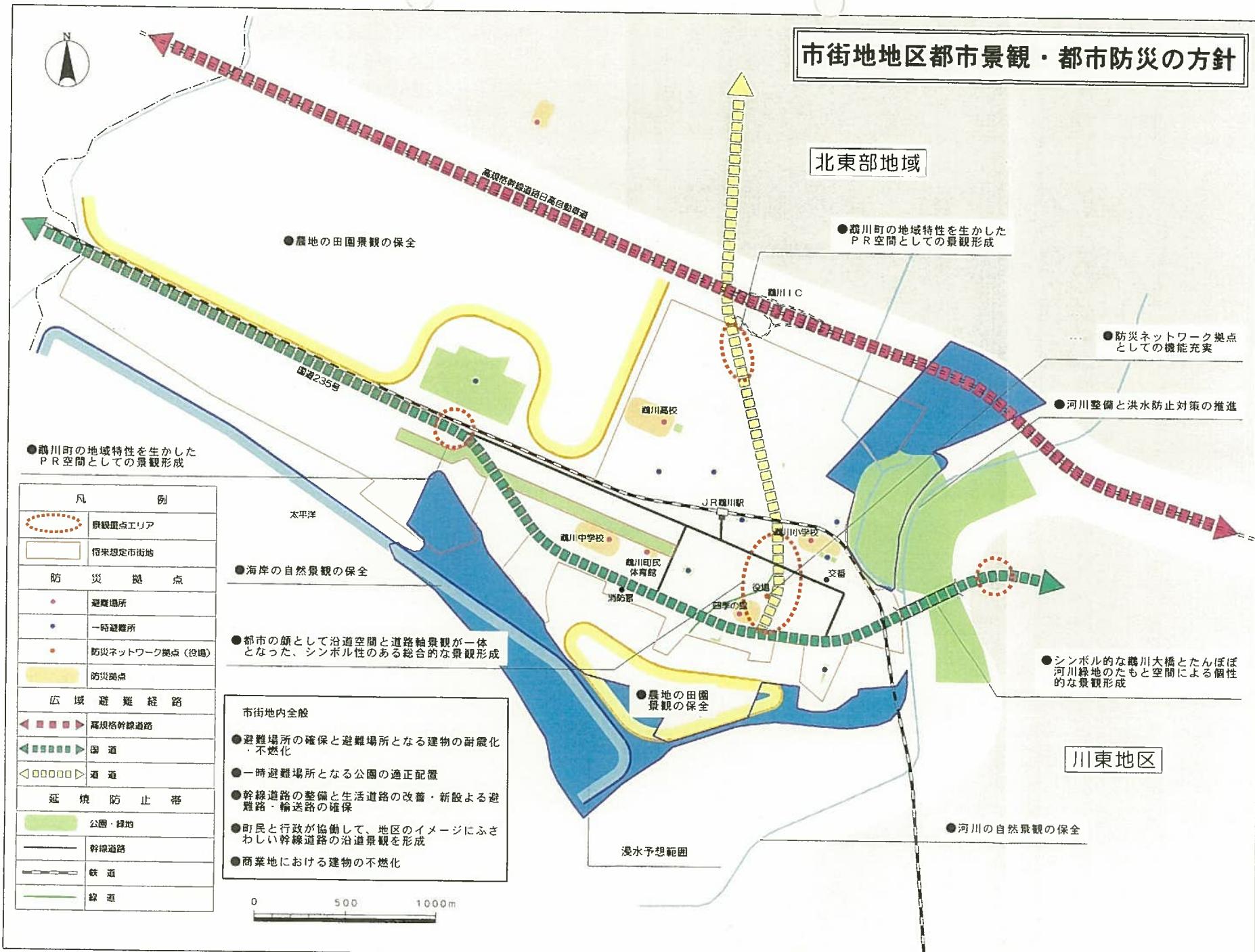


鶴川橋

(○)

(○)

## 市街地地区都市景観・都市防災の方針

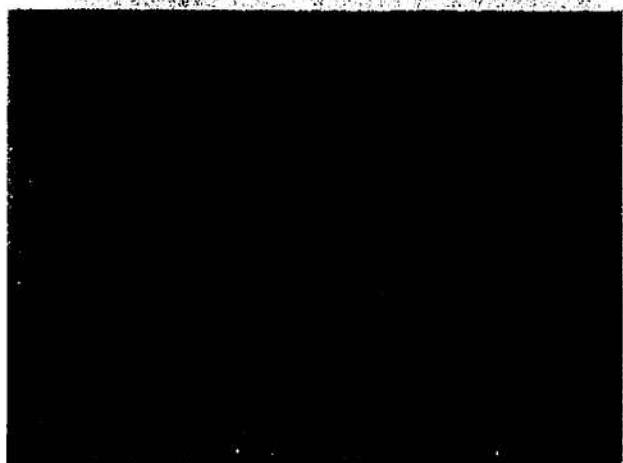


### 3. 南西部地域（川東地区）

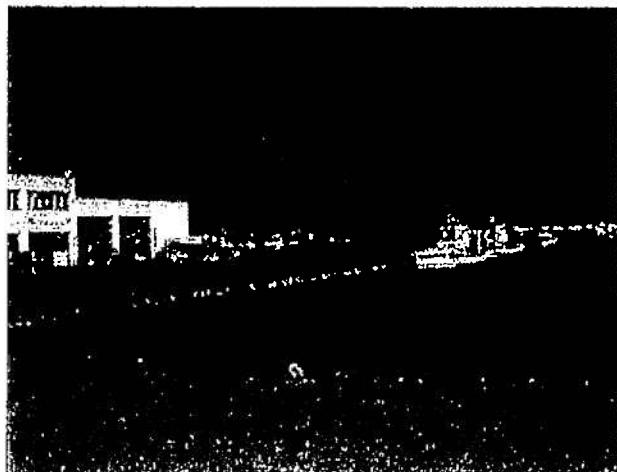
#### 3-1. 地区の現況と課題

##### （1）農業・漁業基盤の保全と整備充実

- 本地区は、町域の南西部で一級河川鶴川の東側に位置し、宮戸の一部、米原の一部、汐見を含む地区で、町全域面積のおよそ1割程度を有する地区です。
- 地区西側を一級河川鶴川が南北に貫流し、東側は日高支庁管内門別町との町界で、南側は太平洋に面しており、JR日高本線と国道235号が地区内を横断しているほか、道道穂別鶴川線が国道とアクセスしています。
- 地区のほとんどが農地によって占められていることや、太平洋沿岸部では本町の漁業の拠点である鶴川漁港を有したことから、農業及び漁業の生産基盤の保全と整備充実が今後の課題となります。



地区内の農地



鶴川漁港

## (2) 生産基盤と調和する居住環境の向上

○本地区には、国道及び町道等の沿線に立地する農家住宅を中心とした農村集落とJR日高本線と鵠川漁港に挟まれた位置に立地する漁家住宅を中心とした漁村集落が形成されていますが、いずれも面的整備によらない集落形成がなされてきていたため、道路や排水施設などの生活基盤整備による集落地の居住環境の向上とともに、農地や海岸などの自然景観と調和する農村・漁村集落景観の創出が必要です。



漁村集落

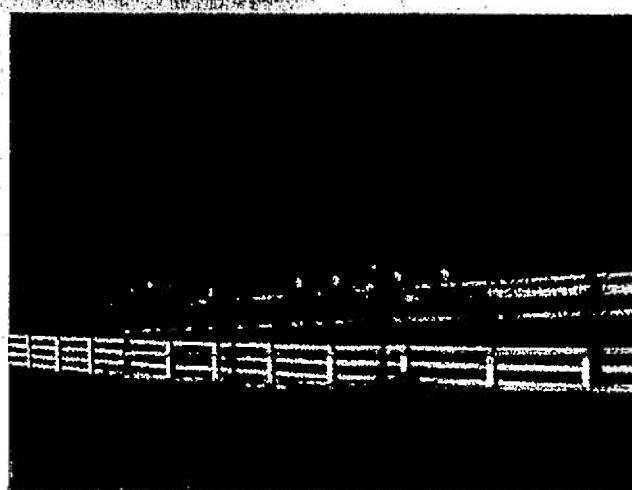
### (3) 自然環境の保全と魅力ある景観形成

- 本地区は、一級河川鶴川や太平洋の海岸域及び広大な農地を有する自然環境・景観に恵まれた地区であるため、農地や漁港などの生産基盤の整備充実と調和を図りながら、河川・河口干潟・海岸域及び田園・牧場などの環境や景観の維持保全に努めることが必要です。
- 特に本地区の国道沿線の軽種馬育成牧場は、来町者に北海道らしい牧歌的な景観を提供していることから、今後もその国道沿線における景観の維持保全が必要となっており、併せて本地区の浦河方面から市街地地区への入り口である鶴川大橋の手前には、イモッペ地蔵等の地区的歴史的施設を有する宮戸市街があり、自然的景観から市街地景観へ切り替わる分岐点であることから、来町者を迎える玄関口として本町のPR空間の役割を果たす魅力ある景観の形成が必要です。

（3）自然環境の保全と魅力ある景観形成



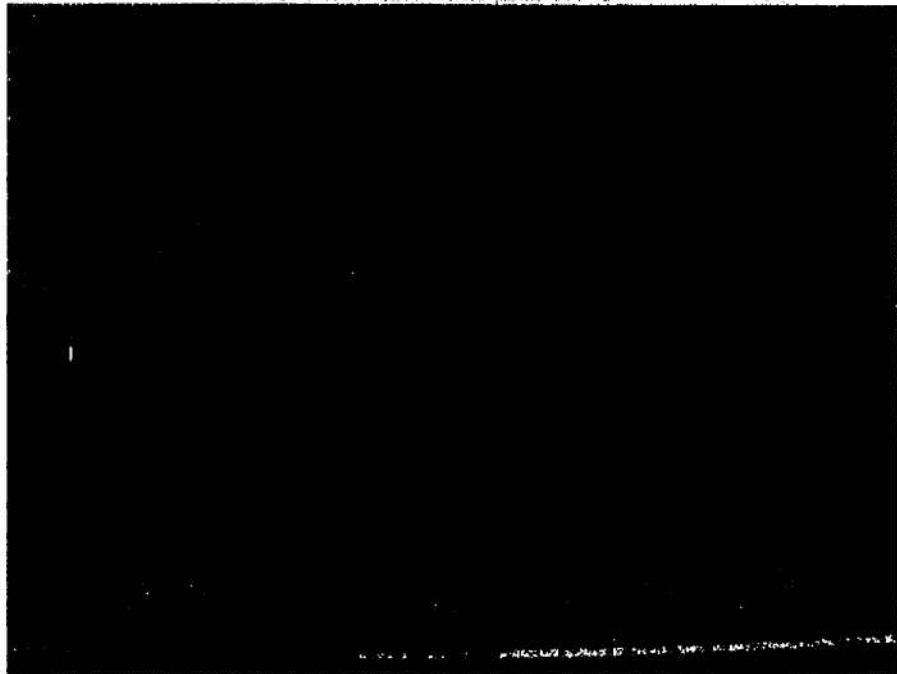
汐見の海岸線



国道沿線の牧場景観

#### (4) 旧苦東関連道有地の活用検討

- 本地区のほぼ中央部では、昭和46年の苦小牧東部大規模工業基地開発基本計画において住宅団地開発の構想（汐見住宅団地：面積231ha）が位置付けられました。
- しかし、この構想は、その後の苦東への企業立地の長期化や社会経済情勢の変化を要因として消滅し、さらに平成7年には苦東関連町の位置付けからも本町は外れましたが、その用地だけは道有地として現在も地区内に残っている状況にあります。
- この旧苦東関連道有地については、これまでその有効かつ適正な活用について様々な検討がなされてきましたが、今もってその具体的な活用方向は示されていません。
- こうしたことから、今後もこの用地について、その活用方向を引き続き検討していく必要があります。



旧苦東関連道有地

### 3-2. 地区の将来像

#### (1) 将来自目標

##### 生産と暮らしが調和する地区づくり

農地や海岸域などの保全に努めながら、生産基盤としての機能の充実を図り、その生産基盤と地区の暮らしが調和する地区づくりをめざします。

#### (2) 展開方向

##### ●生産機能の向上

農業・漁業の生産基盤である田園や牧場及び海岸・漁港などの環境保全と整備充実による生産機能の向上を図ります。

##### ●集落地の居住環境の向上

生産基盤と居住環境が調和する農村・漁村文化を育む集落地の居住環境の向上を図ります。

##### ●魅力ある景観の保全と創出

河川・河口干潟・海岸域及び田園・牧場などの環境・景観の維持保全に努めながら、自然と調和した魅力ある景観の創出を図ります。

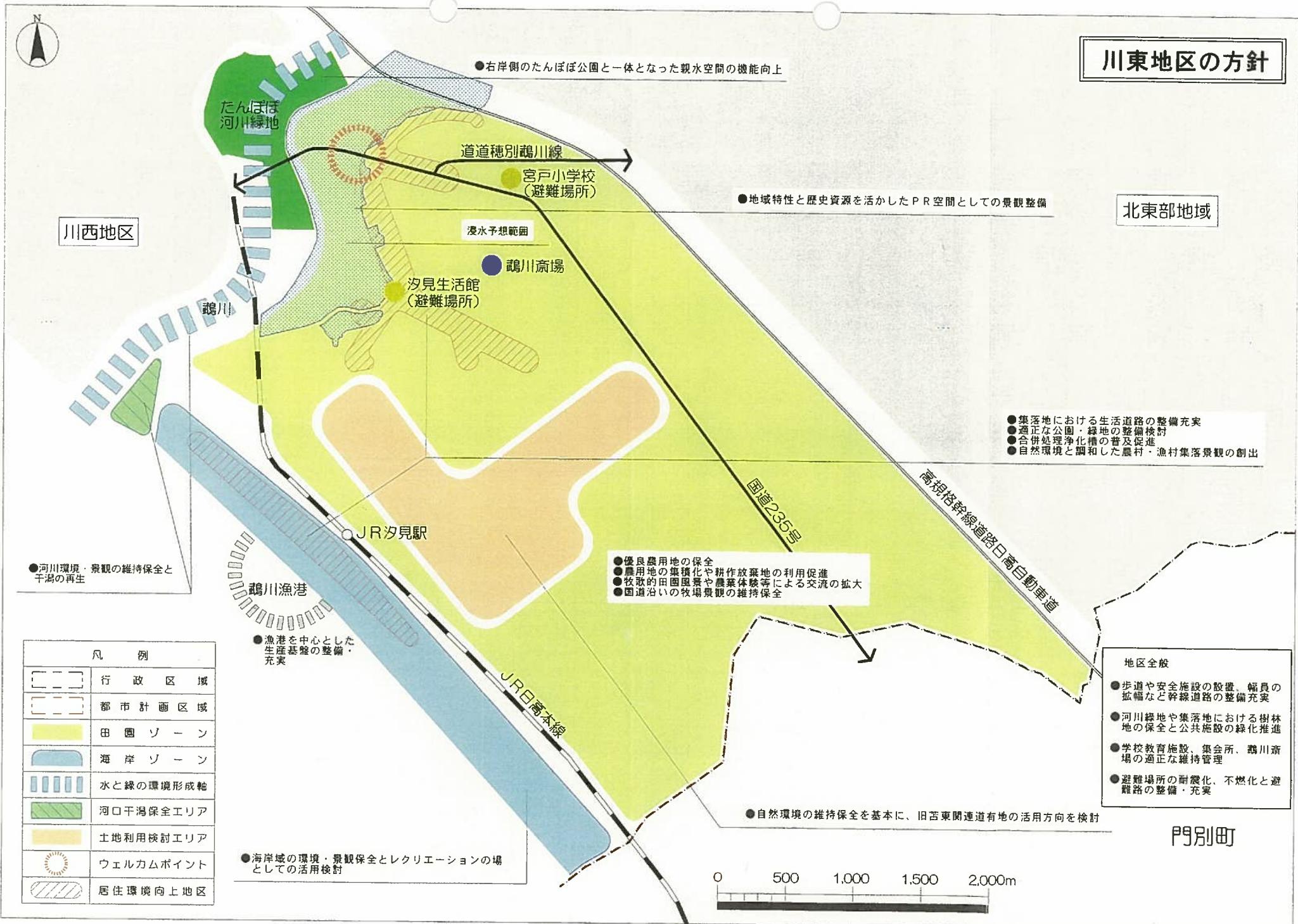
##### ●旧苦東関連道有地の活用方向の検討

地区のほぼ中央部に位置する旧苦東関連道有地の活用方向を検討していきます。

### 3-3. 地区の整備方針

区分	基本方針
(1) 土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良農用地の保全に努めるとともに、農用地の利用集積を促進し、農用地の効率的な利用による農業生産力の向上を図ります。</li> <li>●牧歌的な田園風景や農業体験等による交流の拡大を促進します。</li> <li>●海岸域の環境・景観の保全に配慮しつつ、レクリエーションの場としての活用を検討するとともに、漁港を中心とした生産基盤の整備充実による漁業生産力の向上を図ります。</li> <li>●河川環境・景観の維持保全に努めながら、河口域に広がる干潟については、本町の貴重な資源として再生に取り組みながら、鳥獣保護区としてその保全に努めます。</li> <li>●旧苫東閣連道有地については自然環境の維持を基本に北海道と連携し、将来の活用方向を検討していきます。</li> <li>●国道235号沿線は、今後の交通動向や旧苫東閣連道有地の活用動向を見極め、地域資源に留意しながら秩序と計画性のある土地利用の誘導に努めます。</li> </ul>
(2) 都市施設の方針	
①道路・交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域内及び地域間のアクセス性の強化・向上を図るため、歩道や安全施設の設置、幅員の拡幅など幹線道路の整備充実を図ります。</li> <li>●集落地における生活道路の整備充実による居住環境の向上を図ります。</li> </ul>
②公園・緑地の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●たんぽぽ河川緑地として、右岸側のたんぽぽ公園と一体となったししゃもパークの充実による親水空間の機能の向上を図ります。</li> <li>●それぞれの集落地の特性を勘案しながら、適正な公園・緑地の整備を検討していきます。</li> <li>●河川緑地や集落地における樹林地の保全を図るとともに、公共施設の緑化を推進します。</li> </ul>
③汚水処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上や水質汚濁の防止に努めます。</li> </ul>
④他の都市施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育施設や集会所、鶴川斎場等の適正な維持管理を図ります。</li> </ul>
(3) 都市景観の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地・河川・海岸などの自然景観の維持保全を図ります。</li> <li>●国道235号沿線の牧場景観の維持保全や鶴川の地域・歴史資源などを活かしたPR空間としての「ウエルカムポイントづくり」を進めます。</li> <li>●自然景観と調和した地区にふさわしい農村・漁村集落景観の創出を図ります。</li> </ul>
(4) 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鶴川町地域防災計画に基づく避難場所の耐震・不燃化などを図るとともに、避難路の整備・充実を図ります。</li> </ul>

## 川東地区の方針



## 4. 北東部地域

### 4-1. 地域の現況と課題

#### (1) 豊かな自然環境の保全と活用

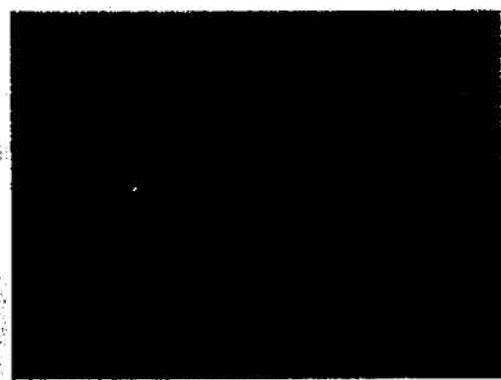
○本地域は、町域の北東部に位置し、田浦の一部、豊城の一部、宮戸の一部、米原の一部、二宮、春日、花岡、旭岡、生田、有明を含む地域で、町全域面積の約8割を有する地域です。

○地域の大部分が丘陵性山地に広がる森林地帯によって占められているほか、地域のほぼ中心部をトマム岳を源流とする一級河川鶴川が南北に貫流し、その流域に広がる平坦地は本町の基幹産業の一つである農業を支える肥沃な農地となっています。

○これらの自然環境がもたらす多様な機能は本地域のみならず、町域さらには町域外にも影響を与える非常に貴重な資源・財産であることから、将来にわたってその保全と適切な活用を図ることが必要です。



春日地区の田園景観



鶴川中流部（春日橋より）



米原地区の軽種馬牧場

## (2) 都市計画区域の見直しの検討

- 本計画では都市計画区域を含めて町域全体を計画対象区域としていることから、本地域は、都市計画区域と区域外の地域によって構成されており、総面積のうち約4割程度が都市計画区域外の地域です。
- 現在の都市計画区域が市街地規模（用途地域）のおよそ38倍といった規模を有していることも要因のひとつとしてあげられますが、前述したように本地域においては、そのほとんどが一体となった自然的土地区域で占められており、都市計画区域と区域外の大きな差異がない状況にあります。
- 一方で、町域を東西に横断する現在建設中の高規格日高自動車道によって、本地域と南西部地域の地形地物上の区分がより明確になるとともに、南西部地域におけるインターチェンジ開設による土地利用や道路交通体系の変化によって、本地域との地域特性の違いがさらに明確になってくるものと考えられます。
- こうしたことから、本地域において都市計画区域に指定されている地域は都市計画区域外の地域と合わせて守るべき自然的環境として一体的に保全していくことが望ましい状況にありますが、今後の地域の動向を見極めながら、本計画をひとつのたたき台として、都市計画の積極的な活用を図る区域と自然環境の保全を図る区域の明確な区分となる都市計画区域の見直しを検討していくことが必要です。



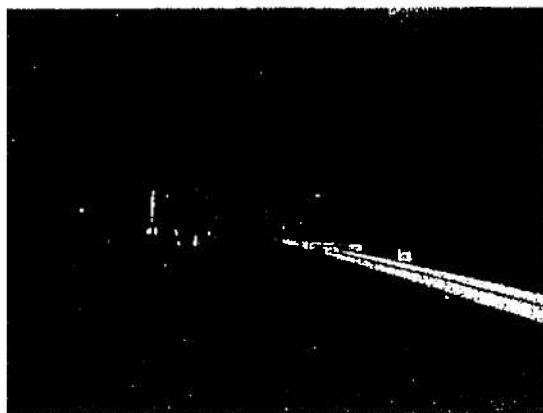
建設中の高規格日高自動車道（市街地側より）

#### (3) 自然と共生する居住環境の向上

- 本地域には、恵まれた自然環境の中で、ある程度まとまりのある集落地が数ヶ所点在していますが、そのほとんどが面的整備によらない集落形成がなされてきているため、道路や排水施設などの生活基盤整備による集落地の居住環境の向上が必要です。
- また、広大な自然を背景に、森林や農地などの自然景観と調和する農村集落景観の創出が必要です。



春日三区の農村集落（都市計画区域内）



旭岡一区の農村集落（都市計画区域外）

## 4-2. 地域の将来像

### (1) 将来目標

自然と暮らしを後世に伝える地域づくり

本地域の大部分を占める森林・河川・農地などの自然環境を守り、育みながら、地域の暮らしと自然環境と共生する、自然と暮らしを後世に伝える地域づくりをめざします。

### (2) 展開方向

#### ●自然資源の保全と活用

自然がもたらす多様な機能が持続的に発揮できるよう、自然資源の保全に努めながら、その適切な活用を図ります。

#### ●集落地の居住環境の向上

自然資源と居住環境が共生する農村文化を育む集落地の居住環境の向上を図ります。

#### ●地域内及び地域間のアクセス性の向上

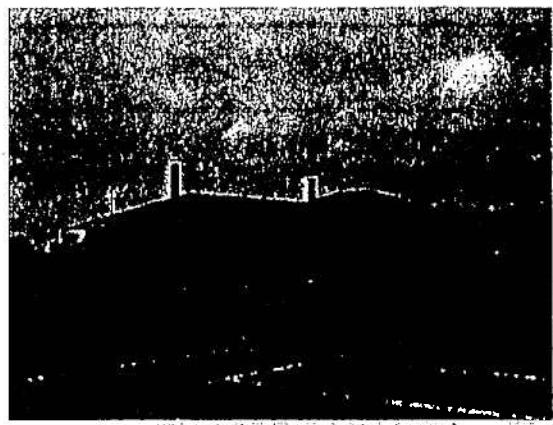
地域内及び地域間を結ぶ道路の整備充実によるアクセス性の強化・向上を図ります。

#### ●豊かな自然景観の維持保全

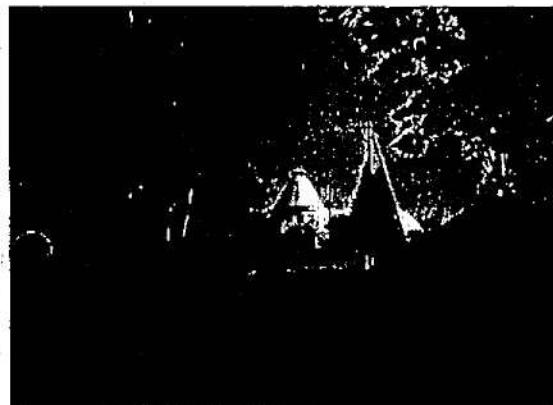
市街地の背景となる森林、河川、農地などの自然景観の維持保全を図ります。

## 4-3. 地域の整備方針

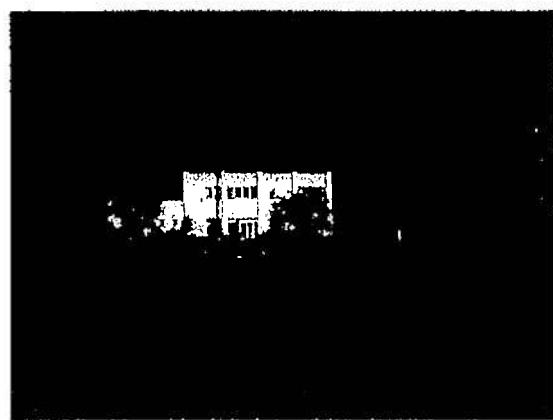
区分	基本方針
(1) 土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域内において都市計画区域に指定されている地域については、今後の地域の動向を見極めながら、都市計画区域の見直し（区域からの除外）を検討していきます。</li> <li>●森林の持つ水資源かん養や災害の防止などの公益的機能の維持・向上や適切な維持管理に努めるとともに、自然とのふれあいや環境学習等の体験の場として活用を図ります。</li> <li>●優良農用地の保全に努めるとともに、農用地の集積化を促進し、効率的な利用による農業生産力の向上を図ります。</li> <li>●一級河川鶴川は、「水と緑の環境形成軸」として河川環境の維持保全に努めながら、水と緑にふれあう場としての活用を図ります。</li> <li>●米原地区に位置する自動車試験場は、「試験産業拠点」として、周辺環境に配慮しながら拠点機能の拡充を図ります。</li> <li>●二宮地区に位置する旧大東文化大学計画用地は、森林機能の維持・向上を基本に保全していきます。</li> </ul>
(2) 都市施設の方針	
①道路・交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域内及び地域間のアクセス性の強化・向上を図るため、歩道や安全施設の設置、幅員の拡幅など幹線道路の整備充実を図ります。</li> <li>●集落地における生活道路の整備充実による居住環境の向上を図ります。</li> </ul>
②公園・緑地の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川緑地や集落地における樹林地の保全を図るとともに、公共施設の綠化を推進します。</li> </ul>
③汚水処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上や水質汚濁の防止に努めます。</li> </ul>
④その他の都市施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育施設や集会所、春日地区に位置する浄水場等の適正な維持管理を図ります。</li> </ul>
(3) 都市景観の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林、河川、農地などの自然景観の維持保全を図ります。</li> <li>●自然景観と調和した地域にふさわしい農村集落景観の創出を図ります。</li> </ul>
(4) 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鶴川町地域防災計画に基づく避難場所の耐震・不燃化などを図るとともに、避難路の整備・充実を図ります。</li> </ul>



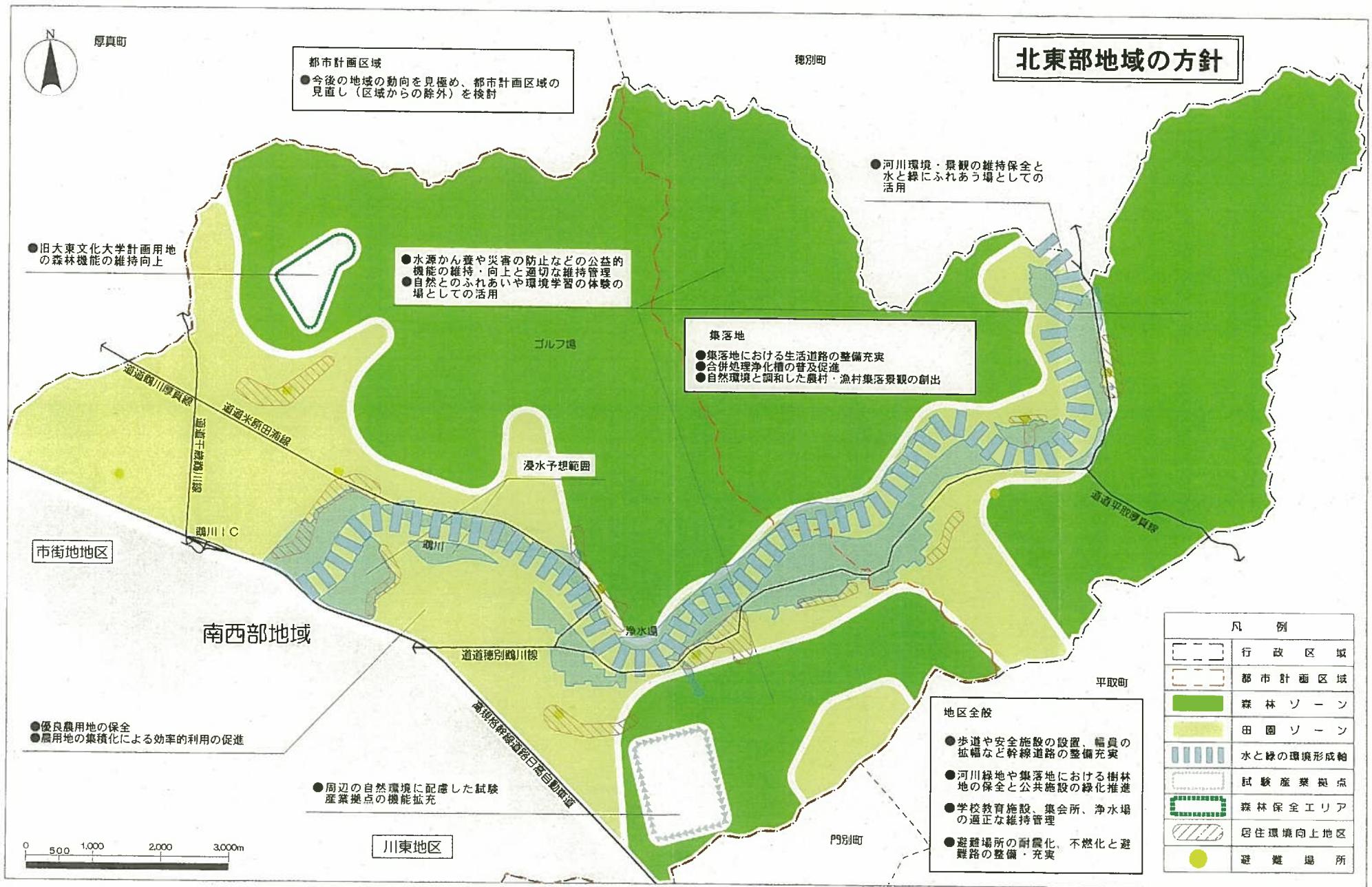
川東第2集落センター

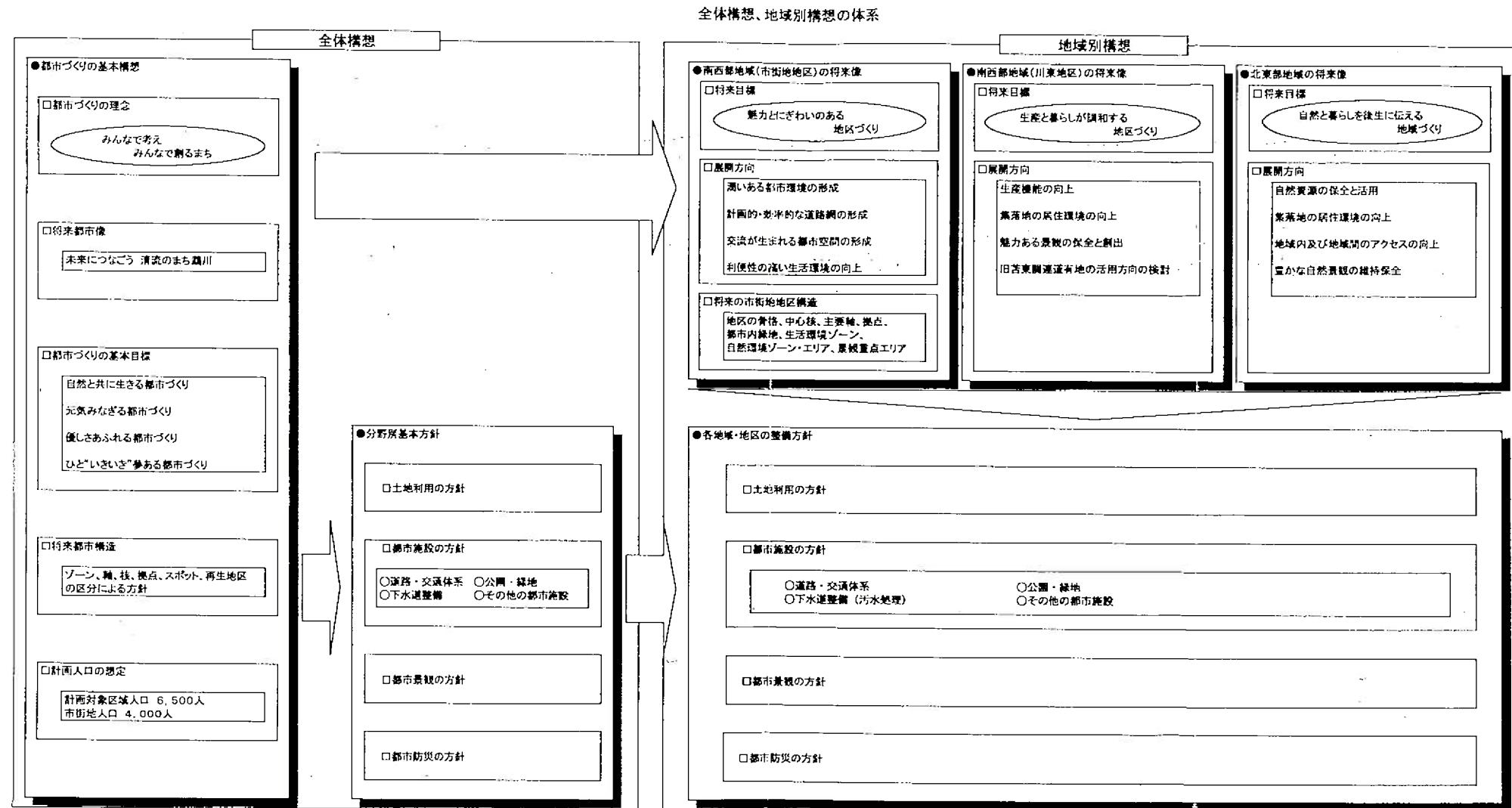


生田小学校



春日浄水場





## 第4章 計画の実現に向けた 取り組みの方針

鶴川町都市計画マスタープラン

### 1. 取り組みの姿勢

#### 1-1. みんなで考え みんなで創る都市

本計画の推進にあたっては、第3次鶴川町総合計画の「まちづくりの姿勢」を受け継ぎ、町民と町民、町民と行政の協働の取り組みによってすすめます。

##### ■基本方針

まちの主役はそこに暮らしている町民です。町民が、それぞれの地域の中で、元気に笑顔で暮らすことが、まち全体の活気につながります。

このため、まちや地域の良いものに気づき、町民と行政が役割分担しながらそれを活かしていくこと、さらに、広域におけるわたしたちのまちの役割を理解し果たすことなどを通じて、「みんなで考えみんなで創る都市」を実践し、まちづくりの手法の見直しや、新しい仕組みをつくりながら、計画の推進を図ります。

##### ●みんなで考え、みんなで創るキーワード

『自主・自立・責任・協働・共有・活性化』

##### ●みんなで考え、みんなで創るステップ

- ・自分の町のことを知る
- ・まちづくりの力を高める
- ・相互理解（町民と町民、町民と行政）
- ・行動の実践
- ・協働の仕組みづくり

## 1-2. みんなで考え みんなで創る体制づくり

みんなで考え みんなで創る体制づくりとして以下のような展開を図ります。

### ■庁内の体制づくり

一緒に考え行動できるよう、まちに関する情報や、まちづくりに関する考え方を共有し、相互理解に努めるとともに、町民の暮らしの視点で仕事を考え、その実践を行っていきます。

### ■町民参加の仕組みづくり

町民の積極的なまちづくりの参加を促すため、出前懇談やまちづくり講座など学習機会の充実を図り、幅広い参加機会を設けるとともに、まちづくり基本条例の制定など協働・参加の仕組みづくりをすすめていきます。

また、都市計画法の改正により「まちづくりに関する都市計画の提案制度」が新たに創設されたことを受け、本町においても当制度を町民に周知するとともに、まちづくり活動団体への活動支援や育成を推進し、当制度の活用を促進していきます。

### ■広域連携

他町も含めた広い範囲でのわたしたちのまちの役割を理解し、近隣市町との施設の共有や、情報提供、災害時の助け合いなど、お互いに知恵や方策を提供・活用しあいながら広域的な連携をすすめていきます。

### ■その他関係機関との調整・協力

国や北海道の所管する事業や法制度の適用、施設整備や維持管理等について、本計画に基づき関係機関との調整や協力をすすめていきます。

### 2. 展開方針

#### 2-1. 各種手法による取り組み方針

##### (1) 法律や制度に基づく運用

本計画の実現に向けて、国の法律や北海道の条例などの運用によって実現が可能なものについては、この運用により適宜規制誘導をすすめ、本町の地域特性や町民ニーズを十分にふまえた上で柔軟な体制で対応していきます。

- ・<sup>まち</sup>都市の進展にあわせた地域地区（用途地域等）の見直しによる市街地土地利用の適正誘導
- ・土地利用と連携した都市施設（道路、公園・緑地等）の見直しによる都市交通網、都市環境の形成
- ・その他都市計画法上の制度や都市計画法以外の法制度の運用による市街地整備と自然環境の保全
- ・北海道福祉のまちづくり条例やハートビル法等の運用によるひとに優しい公共施設、公共空間の形成
- ・「まちづくりに関する都市計画の提案制度」の活用による町民参加によるまちづくりの促進

など

##### (2) 自主的な活動やルールづくり

法律や制度に基づく規制誘導以外に、町民自らの意志による自主的な活動やルールづくりを支援し、<sup>まち</sup>都市づくりをすすめていきます。

- ・植樹活動や環境美化運動の促進
- ・NPO組織の設立の促進
- ・ボランティア活動の促進
- ・その他地域住民活動の活発化の促進
- ・建築協定や緑化協定などのルールづくり

など

### (3) 既存の関連計画の推進と新たな計画の策定

本計画に示す方針の実現にあたっては、より詳細な調査や解析に基づく個別の基本計画などとの連携や補完により、本計画を根幹とした体系的な都市づくりをすすめていくことが望まれます。

よって、既存の関連計画の充実・強化や、その積極的な推進とともに、新たな基本計画などの策定により、より充実した都市づくりをすすめています。

- ・農業振興地域整備計画
- ・水道水衛生確保計画
- ・公営住宅ストック総合活用計画
- ・森林施設計画
- ・健康むかわ21
- ・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画
- ・高齢者生活中間施設の整備計画
- ・鵠川町障害者福祉計画
- ・エンゼルプラン
- ・地域防災計画
- ・鵠川河川整備計画
- ・運動公園未利用地区計画
- ・市街地活力アップ計画

など

# 資料

鶴川町都市計画マスタープラン

## 1. 鶴川町の現況

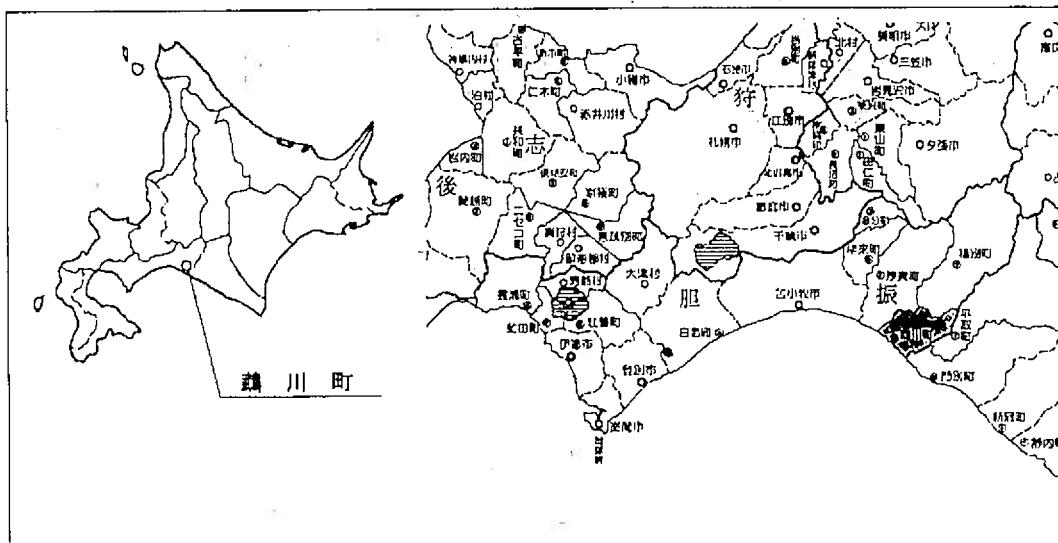
### 1-1. 位置と地勢

本町は、胆振支庁管内の東部に位置しており、南部は太平洋に面し、西部、北部を厚真町と穂別町に接し、東部は日高支庁管内門別町及び平取町に囲まれており、おおむね東経 $142^{\circ}$ 、北緯 $42^{\circ}$ に位置しています。

東西21km、南北14.3kmにわたり、面積166.43km<sup>2</sup>は胆振支庁管内の4.5%を占めています。

地形的には日高支庁側と厚真町側の分水嶺に標高200~300mの丘陵を有し、太平洋に向かって緩く傾斜し、一級河川である鶴川が町の中心部を流れ、海・山・川それに平地と変化に富む自然環境となっています。

鶴川町の位置



## 1-2. 人口

### (1) 総人口・世帯数の推移

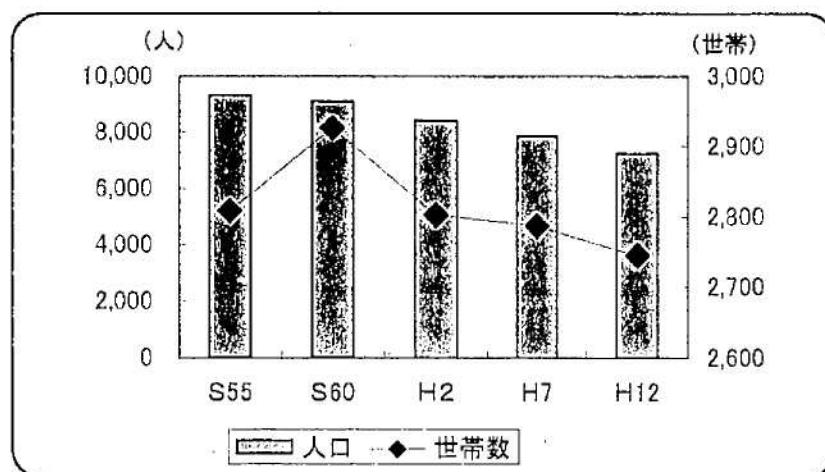
本町の総人口の推移を昭和55年以降の国勢調査で見ると、昭和55年では9,316人であったのが、平成12年では約22.4%減となる7,232人となっており、過去20年（S55～H12）の年平均で約104人減少しています。

世帯数は、昭和60年の2,926世帯をピークに減少傾向に転じ、平成12年では2,744世帯となっており、平均世帯人員も昭和55年に3.32人／世帯であったのが、平成7年には3人／世帯を割り込み、平成12年では2.64人／世帯となっています。

人口と世帯数の推移

区分	人口			世帯数	一世帯当たりの人員
	総数	男	女		
昭和55年	9,316	4,604	4,712	2,808	3.32
昭和60年	9,099	4,519	4,580	2,926	3.11
平成2年	8,413	4,099	4,314	2,802	3.00
平成7年	7,853	3,816	4,037	2,786	2.82
平成12年	7,232	3,525	3,707	2,744	2.64

資料：国勢調査



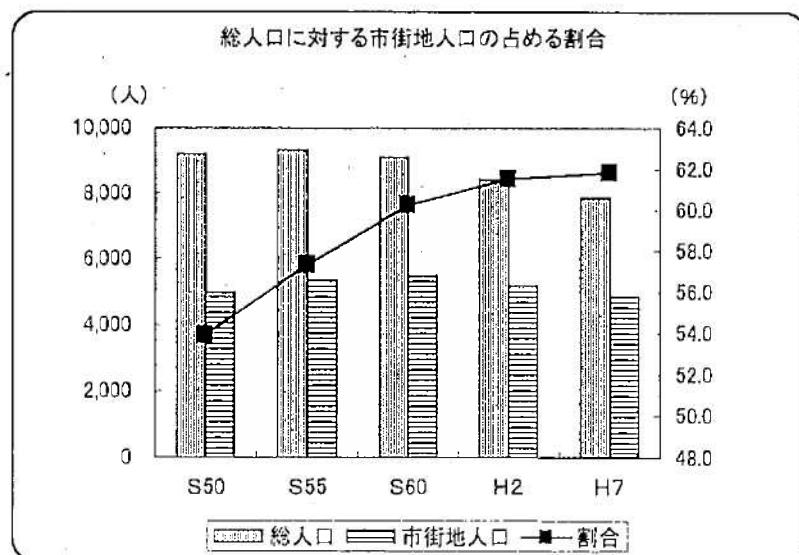
## (2) 地区別人口の推移

本町の地区別人口を昭和50年と平成7年で比較して見ると、総人口が減少傾向で推移しているため、いずれの地区でも減少を示しており、特に「有明」（52.2%減）、「旭岡」（44.4%減）、「春日」（41.7%減）で減少率が高くなっています。

「市街地」は昭和60年までは増加傾向で推移したのち減少傾向に転じ、平成7年では4,857人となっていますが、総人口に対する市街地人口の占める割合は年々増加し、平成7年には61.8%となっています。

区分	地区別人口の推移									
	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
市街地	4,959	1,516	5,341	1,767	5,475	1,967	5,175	1,860	4,857	1,860
田浦	762	175	707	177	595	143	544	140	492	138
二宮	263	57	244	53	229	51	209	50	191	48
豊城	337	71	291	71	257	68	231	68	207	65
春日	362	94	337	85	278	86	235	82	211	76
宮戸	556	126	540	131	504	124	436	124	403	119
汐見原	815	199	815	247	759	228	731	230	692	215
花岡	305	68	300	72	276	69	223	61	203	61
生田	252	61	231	61	227	59	205	63	186	67
旭岡	207	63	166	54	155	53	114	41	115	45
有明	92	26	76	22	61	19	49	19	44	18
合計	9,193	2,518	9,316	2,808	9,099	2,925	8,413	2,802	7,853	2,786
総人口に対する市街地人口の割合		53.9%		57.3%		60.2%		61.5%		61.8%

資料：国勢調査



### (3) 年齢階級別人口の推移

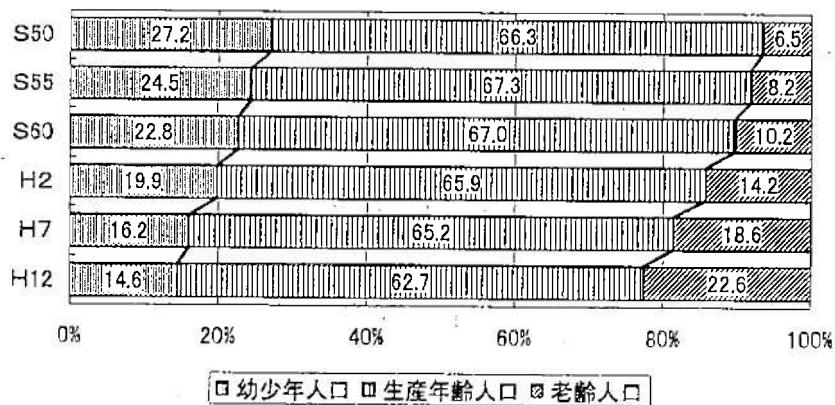
昭和50年以降の年齢階級別人口の推移を見ると、総人口の減少傾向が続く中で、幼少年人口の減少と老齢人口の増加が目立っており、総人口に対する構成比で見ると、幼少年人口は昭和50年の27.2%が平成12年では14.6%（46.3%減）と大きく減少し、老齢人口は昭和50年の6.5%が平成12年では22.6%（247.7%増）と大きく増加し、本町においても少子高齢化の傾向が見られています。

年齢階級別人口の推移

区分		幼少年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老齢人口 (65歳以上)	合計
昭和50年	人口(人)	2,503	6,091	599	9,193
	構成比(%)	27.2	66.3	6.5	100.0
昭和55年	人口(人)	2,281	6,274	761	9,316
	構成比(%)	24.5	67.3	8.2	100.0
昭和60年	人口(人)	2,071	6,096	932	9,099
	構成比(%)	22.8	67.0	10.2	100.0
平成2年	人口(人)	1,671	5,545	1,197	8,413
	構成比(%)	19.9	65.9	14.2	100.0
平成7年	人口(人)	1,273	5,117	1,463	7,853
	構成比(%)	16.2	65.2	18.6	100.0
平成12年	人口(人)	1,059	4,538	1,635	7,232
	構成比(%)	14.6	62.7	22.6	100.0

資料：国勢調査

年齢階級別人口の構成比の推移



### 1-3. 産業

#### (1) 産業別就業者数の推移

本町の平成7年における総就業者数は4,316人で、就業構成比は、第1次産業が28.1%、第2次産業が26.3%、第3次産業が45.5%となっています。

経年的に見ると、第1次産業は昭和50年の1,850人が平成7年では1,211人(34.5%減)、第2次産業は昭和50年の923人が平成7年では1,137人(23.2%増)、第3次産業は昭和50年の1,678人が平成7年では1,965人(17.1%増)となっています。

就業率については、総人口の減少傾向が続く中で総就業者数は多少の増減はあるものの、ほぼ安定して推移していることから、昭和50年で48.5%であったのが平成7年では55.0%となっています。

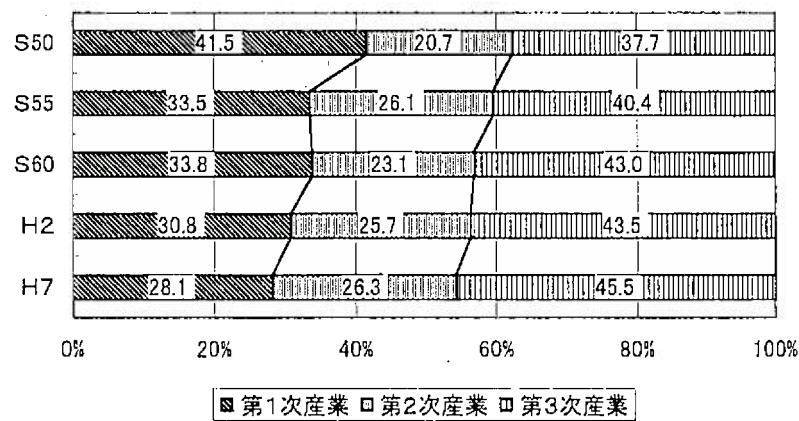
産業別就業者数の推移

(単位:人、%)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	就業者数	構成比								
第1次産業	1,850	41.5	1,593	33.5	1,611	33.8	1,368	30.8	1,211	28.1
第2次産業	923	20.7	1,242	26.1	1,099	23.1	1,141	25.7	1,137	26.3
第3次産業	1,678	37.7	1,919	40.4	2,049	43.0	1,932	43.5	1,965	45.5
分類不能	4	0.1	0	0.0	3	0.1	4	0.1	3	0.1
総就業者数	4,455	100.0	4,754	100.0	4,762	100.0	4,445	100.0	4,316	100.0
総人口	9,193		9,316		9,099		8,413		7,853	
就業率	48.5		51.0		52.3		52.8		55.0	

資料:国勢調査

産業別就業者数の構成比の推移



## (2) 農業

本町の基幹産業となっている農業においては農家総数・農家人口の減少傾向が続いているおり、平成7年では農家戸数が490戸、農家人口が1,970人となっています。経営耕地面積は微増傾向で推移し、田が総面積の約73%を占めています。

農家数及び農家人口の推移

区分	農家数				農家人口		
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	総数	15歳以上	農業専従者
昭和50年	704	223	322	159	—	—	—
昭和55年	638	192	302	144	—	—	—
昭和60年	596	211	236	149	—	—	—
平成2年	542	193	218	131	2,305	1,878	843
平成7年	490	176	199	115	1,970	1,657	683

資料:農業センサス

経営耕地面積の推移

(単位:ha)

区分	経営耕地 総面積	田	畠	樹園地
昭和50年	3,217.99	2,623.49	594.50	
昭和55年	3,428.43	2,697.46	730.72	0.25
昭和60年	3,529.96	2,640.75	887.21	2.00
平成2年	3,542.74	2,618.89	922.87	0.98
平成7年	3,679.20	2,667.58	1,011.52	0.10

資料:農業センサス

## (3) 漁業

本町の漁業は、ほっき貝・ししゃも・さけを中心とする沿岸漁業であり、漁家数はやや減少傾向を示しているものの、ほぼ安定していると言えます。

漁業生産額は概ね5億円台で推移しており、平成9年では5億8千万円となっています。

漁家数の推移

区分	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
漁家数	42	43	39	37	37	38

資料:鵠川漁業協同組合調

漁業生産額の推移

(単位:百万円)

区分	さけ	すけとうだら	ほつけ	かれい類	ししゃも	毛がに	ほたて貝	ほっき貝	その他	合計
平成2年	129	8		50	4		—	315		506
平成3年	56	7		26	0		397	467		953
平成4年	135	4	6	7	0	22	53	324	9	560
平成5年	112	1	2	30	4	23	37	284	18	511
平成6年	53	0	2	35	12	21	38	358	12	531
平成7年	76	0	4	24	51	22	25	303	15	520
平成8年	44	0	2	31	57	16	—	348	19	517
平成9年	79	0	2	23	118	12	18	301	27	580

資料:鵠川漁業協同組合調

「0」は単位に満たないもので、「—」は生産額がないことを示す。

#### (4) 工業

本町の製造業出荷額の推移を見ると、平成8年までは各年で多少の増減はあるものの、安定・増加傾向で推移してきましたが、平成9年以降は減少傾向に転じ、平成11年では約30億円となっています。

また、事業所数、従業者数も近年減少傾向で推移しており、平成11年では事業所数が12事業所、従業者数が218人となっています。

製造業出荷額の推移

区分	総 数			区分	総 数		
	事業所数(所)	従業者数(人)	出荷額(万円)		事業所数(所)	従業者数(人)	出荷額(万円)
昭和63年	16	225	343,967	平成6年	15	297	410,600
平成元年	16	220	373,696	平成7年	15	278	402,581
平成2年	15	238	402,448	平成8年	14	260	458,928
平成3年	16	238	439,569	平成9年	12	250	394,143
平成4年	16	259	426,390	平成10年	15	223	314,694
平成5年	16	315	471,842	平成11年	12	218	298,408

資料:工業統計調査

#### (5) 商業

本町の商店数及び従業者数は、平成11年で101店、578人となっており、商業販売額は約120億円となっています。

商業販売額の推移を見ると、卸売業は増減の変動がやや大きいものの、小売業はほぼ安定した推移を示しています。

商業販売額の推移

区分	総 数			卸 売 業			小 売 業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
昭和63年	125	575	1,114,223	18	72	235,808	107	503	878,415
平成3年	122	570	1,540,243	23	114	734,850	99	456	805,393
平成6年	106	505	1,351,841	15	93	599,218	91	412	752,623
平成9年	95	552	1,529,137	13	83	690,502	82	469	838,635
平成11年	101	578	1,209,586	17	90	319,875	84	488	889,711

資料:商業統計調査

## 1-4. 都市計画

### (1) 都市計画区域

本町の都市計画区域は、昭和38年に苫小牧圏都市計画として区域決定され、昭和48年には市街化区域・市街化調整区域と用途地域の決定を同時に行っています。

その後、数回の市街化区域・市街化調整区域等の変更・決定を経て、平成10年の都市計画区域の変更及び区域区分の適用除外により、苫小牧圏都市計画から分離独立し、鶴川都市計画として10,865haの都市計画区域を有しています。

都市計画区域面積の変遷

	面積	指定年
当初決定	550 ha	昭和38年
変更	10,865 ha	昭和48年

### (2) 地域地区

#### ①用途地域

市街地の総合的な発展に資することを目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率の制限を内容とする用途地域が昭和38年に当初決定され、その後数回の変更・決定を経て、現在では9種別、面積289.6haが指定されています。

用途地域の現況

区分	面積 (ha)	建築物の延べ面積に対する割合	建築物面積に対する割合	外壁面積に対する割合	壁面距離の限度(m)	建築高度の限度(m)	敷地面積の限度(m²)	構成比(%)
第1種低層住居専用地域	約48	6/10以下	4/10以下	1.0	10	—	—	16.6
第2種低層住居専用地域	約—	—	—	—	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	約10	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	3.4
第2種中高層住居専用地域	約—	—	—	—	—	—	—	—
第1種住居地域	約50	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	17.3
第2種住居地域	約—	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域	約20	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	6.9
近隣商業地域	約4.8	30/10以下	8/10以下	—	—	—	—	1.7
商業地域	約4.1	40/10以下	8/10以下	—	—	—	—	1.4
準工業地域	約42	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	14.5
工業地域	約8.7	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	3.0
工業専用地域	約102	20/10以下	6/10以下	—	—	—	—	35.2
合計	約289.6	—	—	—	—	—	—	100.0

47.2.1 (後)

## ②準防火地域

都市における大火を防ぐため、建築物が密集した地域における建築物の不燃化を図る地域として昭和49年に準防火地域が決定され、現在では用途地域の近隣商業地域及び商業地域の全てとなる8.9haが指定されています。

準防火地域の内容

区分	基本用途地域		備考
	近隣商業地域	商業地域	
準防火地域	約 4.8ha	約 4.1ha	当初決定：昭和49年2月7日 最終変更：平成7年2月1日
合計	約 8.9ha		

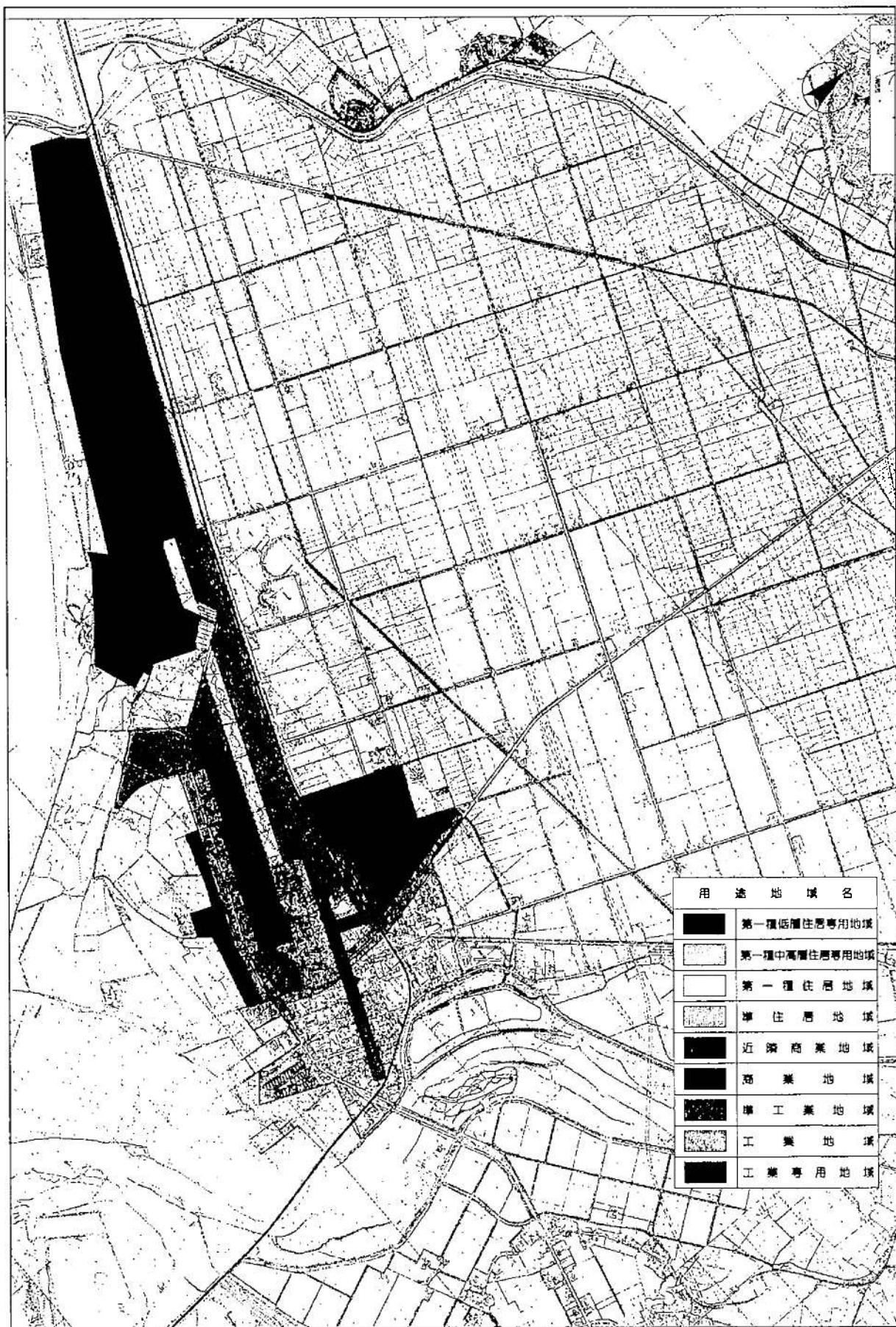
## ③特別用途地区

用途地域内において特別の目的を持った土地利用の増進と環境の保護等を図るため、昭和59年に工業地域の全てとなる面積8.7haの特別工業地区を決定し、工業地域における用途の制限の強化を図っています。

特別用途地区の内容

区分	基本用途地域 工業地域	主な規制建築物	備考
特別工業地区	約 8.7	一般住宅 共同住宅 公害のおそれのある工場	当初決定：昭和59年8月16日
合計	約 8.7ha		

土地利用計画の現況図



### (3) 都市施設

#### ①都市計画道路

本町の都市計画道路は全7路線で構成されており、計画の総延長は21,470mとなっています。

このうち中央通と駅前通が全線整備済みとなっていますが、その他の路線については西大通が約半分の整備率であるほかは、未整備の状況となっており、都市計画道路全体の整備率は約14.0%にとどまっています。

都市計画道路の現況

路線番号	路線名称	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	整備済 延長 (m)	整備率 (%)	備考
3・2・201	環状通	宇田浦	洋光町	30	3,930	0	0.0	JR日高本線、中央通と立体交差
3・3・503	苦小牧鶴川通	苦小牧市字沼ノ端	字米原	28	11,440	0	0.0	JR日高本線と立体交差
3・4・202	中央通	大成町1丁目	松風町3丁目	18	2,490	2,490	100.0	
3・4・203	新生通	青葉町1丁目	洋光町	18	1,860	0	0.0	JR日高本線と立体交差
3・4・204	西大通	美幸町1丁目	若草町	18	900	410	45.6	
3・4・205	北栄通	福住町1丁目	福住町2丁目	16	750	0	0.0	
3・4・206	駅前通	末広町2丁目	末広町2丁目	18	100	100	100.0	駅前交通広場 約1,700m <sup>2</sup>
合計					21,470	3,000	14.0	駅前交通広場 約1,700m <sup>2</sup>

#### ②都市計画公園・緑地

本町の主な公園・緑地は平成12年時点で総面積53.33haが供用済となっており、このうち都市計画決定されている公園・緑地が10箇所の42.28haとなってています。

大規模な公園・緑地としては、鶴川運動公園とたんぽぽ河川緑地が供用されており、街区公園レベルの小さな公園は福住らくがき公園を除く全ての公園が供用開始されています。

公園・緑地の現況

公園名	位置	計画決定年月日	計画決定面積(ha)	供用開始年月日	供用面積(ha)
西郊公園	字鶴川	昭和48年5月16日	0.27	昭和47年8月5日	0.27
洋光公園	字鶴川	昭和48年5月16日	0.17	昭和46年8月3日	0.17
福住たこ公園	福住町2丁目	昭和48年5月16日	0.33	昭和60年2月1日	0.33
花園公園	花園町1丁目	昭和48年5月16日	0.32	昭和60年2月1日	0.32
ひかり公園	字鶴川	昭和49年9月2日	0.15	昭和49年12月18日	0.15
若草公園	字鶴川	昭和51年11月12日	0.07	昭和51年8月6日	0.07
なかよし公園	字鶴川	昭和51年11月12日	0.25	昭和57年12月27日	0.16
福住らくがき公園	福住町3丁目丁目	昭和60年2月1日	0.21		0.00
福住どろんこ公園	福住町3丁目	昭和60年2月1日	0.21	平成5年11月19日	0.21
鶴川運動公園	宇田浦	昭和49年9月7日	16.20	昭和61年3月17日	10.30
たんぽぽ河川緑地	大原町1丁目、宇宮戸	昭和58年9月19日	61.90	平成7年10月7日	30.30
計			80.08		42.28
都市公園	大成緑地			昭和61年3月17日	0.04
	まちの森			平成2年3月28日	10.46
	鶴川の泉			平成7年10月7日	0.02
	青葉公園			平成10年3月31日	0.03
	中央緑道			平成2年3月28日	0.50
	計				11.05
計					53.33

### ③公共下水道

本町の公共下水道は平成4年に排水区域187haを当初決定し現在に至っており、平成11年3月末時点では排水区域69haにおいて供用が開始されています。

また、公共下水道終末処理場は、駒場町に1箇所、13,100m<sup>3</sup>の敷地において供用が開始されています。

公共下水道の現況

区分	排水区域 (ha)	管渠延長 (m)	ポンプ場		処理場	
			箇所	面積 (m <sup>3</sup> )	箇所	面積 (m <sup>3</sup> )
計画	187	2,290			1	14,100
供用	69	2,290			1	13,100

### ④汚物処理場

本町の汚物処理場は、昭和47年に晴海町に1箇所、計画面積4.8haを決定し、胆振東部日高西部衛生組合の施行により供用開始されており、1日の処理能力は90klとなっています。

汚物処理場の現況

名称	計画		供用		能力
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
胆振東部日高西部衛生センター組合 (胆振東部日高西部衛生組合)	1	4.80	1	4.80	90kl/日

### ⑤火葬場

本町の火葬場は、平成2年に汐見地区に1箇所、計画面積0.19haを決定し、火葬炉2基をもって供用開始しています。

火葬場の現況

名称	計画		供用		能力
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
鶴川斎場	1	0.19	1	0.19	火葬炉 2基

#### (4) 市街地開発事業

##### ① 土地区画整理事業

本町における市街地開発事業は、昭和38年に都市計画決定をした西郊地区土地区画整理事業と昭和55年に都市計画決定をした鉄北地区土地区画整理事業が施行済となっており、両事業共に鷺川町施行となっています。

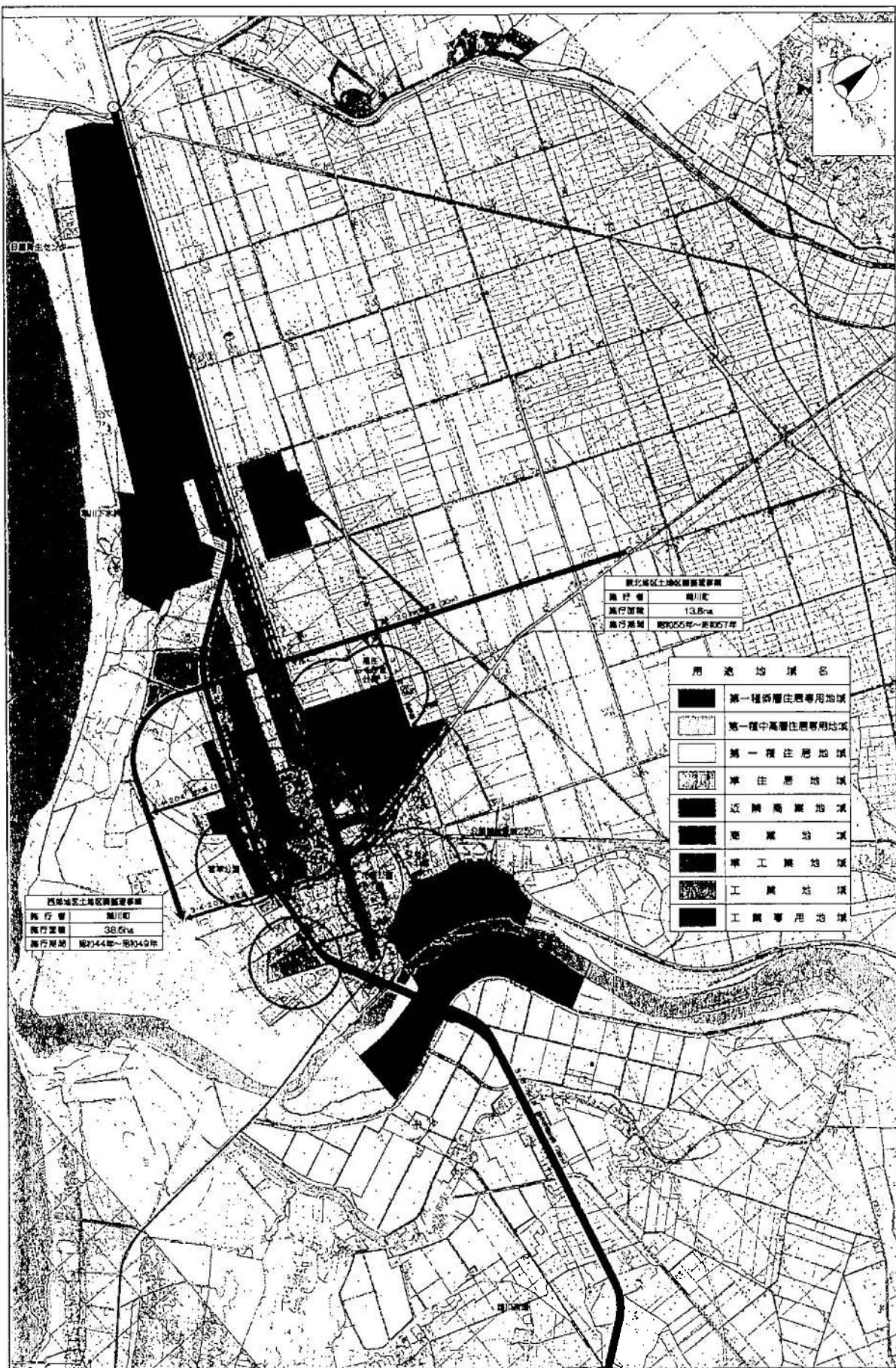
西郊地区土地区画整理事業は、市街地西側の国道とJR日高本線に挟まれた総面積38.6haの既成市街地を施行区域とする大規模な事業で、施行期間は昭和44年～49年となっています。施行地区内には鷺川中学校や鷺川厚生病院、まちの森といった公共公益施設等が立地し、生活利便や生活環境の良好な地区となっています。

鉄北地区土地区画整理事業は、JR日高本線の北側に位置する総面積13.8haの新市街地を形成する宅地供給型の事業で、施行期間は昭和55年～57年となっています。施工後は、低層住宅の建ち並ぶ閑静な住宅地を形成し、現行法の用途地域では第一種低層住居専用地域が指定されています。

土地区画整理事業の現況

地区名	目的	計画決定年月日	施行面積	施行期間	施行者
西郊	既成市街地整備	S38. 2. 1	38.6ha	昭和44年～49年	鷺川町
鉄北	新市街地整備	S55. 4. 16	13.8ha	昭和55年～57年	鷺川町

## 都市施設の現況図



## 1-5. その他都市の現況

### (1) 公営住宅

本町の公営住宅は366戸（11団地）の町営住宅が整備されています。最も新しい団地は、平成7～10年度に建設された松風団地の16戸で、高齢化社会へ対応するべく、福祉サービスなどと連携した高齢者対応の低層住宅団地として再生しています。

この他の団地においては、比較的新しめの駒場団地の一部を除いては、そのほとんどが耐用年限が1/2以上経過しており老朽化が進行しているとともに、居住水準の低い団地が多い状況となっています。

平成4年度策定の公営住宅再生マスターplanにおける再生プログラムでは、松風団地の次のプログラムとして大原（第1・2）団地90戸の建替えを計画しています。

### 公営住宅の現況

区分	S30～44年度		S45～49年度		S50～54年度		S55年度	S61年度	H7年度	H8年度		H10年度		小計			合計
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	第2種	種別なし	第2種	種別なし	第1種	第2種	種別なし		
松 風	4	40							△12	△24	4		4	4	4	8	16
若 草			44	40		12								44	52	—	96
駒 場					8	8	12	4						20	12	—	32
洋 光	50	48	20	20										70	68	—	138
大 原 第 1	14	4												14	4	—	18
大 原 第 2		16		12		8								—	36	—	36
宮 戸		6												—	6	—	6
汐 見		8		4										—	12	—	12
春 光					4									—	4	—	4
春 日				4										—	4	—	4
旭 団		4												—	4	—	4
計	68	126	64	80	8	32	12	4	△12	△24	4		4	152	206	8	366

※平成7年度において、松風団地の20戸を取り壊し、新たに8戸を新築した。

## (2) 公示地価

平成12年度の地価調査を見ると、本町の住宅地における公示地価は福住町3丁目の第1種低層住居専用地域で12,100円/m<sup>2</sup>、美幸町1丁目の第1種住居地域で17,800円/m<sup>2</sup>、花園町2丁目の第1種住居地域で16,200円/m<sup>2</sup>となっており、近隣の厚真町や門別町の公示地価と比べると約40~75%程度高い状況となっています。

また商業系の地区で見ると、松風町2丁目の近隣商業地域では25,300円/m<sup>2</sup>となっており、苫小牧市沼ノ端の近隣商業地域と比べると約30%程度安くなっていますが、厚真町の商業地域と比較すると約15%程度高い状況にあります。

公示地価の現況

対図番号	住 所	地 価	用途地域
1	美幸町1丁目50番	17,800円/m <sup>2</sup>	第1種住居地域
2	花園町2丁目54番	16,200円/m <sup>2</sup>	第1種住居地域
3	福住町3丁目136番	12,100円/m <sup>2</sup>	第1種低層住居専用地域
4	松風町2丁目1番外内	25,300円/m <sup>2</sup>	近隣商業地域
	苫小牧市字沼ノ端631番31	37,500円/m <sup>2</sup>	近隣商業地域
	勇払郡厚真町京町105番1	22,000円/m <sup>2</sup>	商業地域
	勇払郡厚真町京町178番9	10,000円/m <sup>2</sup>	第1種住居地域
	沙流郡門別町富川西3丁目73番163	8,550円/m <sup>2</sup>	第2種低層住居専用地域

## (3) 道路交通量

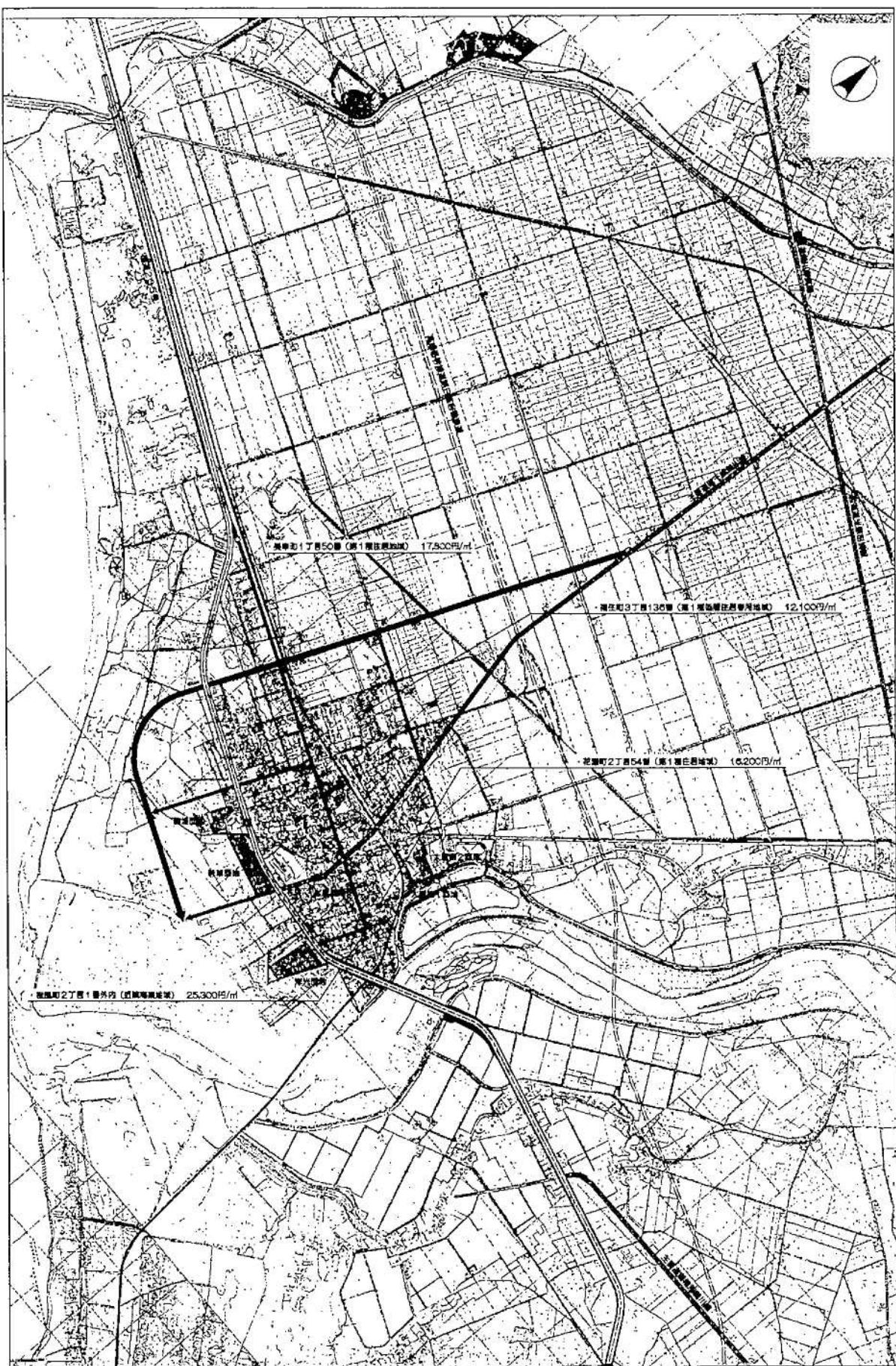
本町における道路交通量は、下表にも示すとおり、国道235号をはじめ、道道千歳鶴川線、道道穂別鶴川線など周辺市町に抜ける全ての道道及び鶴川市街地内を走る鶴川停車場線においても年々その交通量は増加傾向にあります。

交通量の推移

対図番号	路線名	年次	12時間交通量(台)			大型車混入率(%)	混雑度
			総数	乗用車類	貨物車類		
1	国道235号 (字宮戸)	昭和60年	11,330	5,118	6,212	—	—
		昭和63年	13,145	5,632	7,513	—	1.52
		平成2年	13,359	6,239	7,120	31.8	1.36
		平成6年	14,088	6,932	7,156	32.3	1.53
		平成9年	15,199	7,924	7,275	31.2	1.63
2	国道235号 (字汐見588)	昭和60年	7,560	3,560	4,000	—	—
		昭和63年	8,968	4,160	4,808	—	0.92
		平成2年	8,964	4,503	4,461	32.1	0.96
		平成6年	8,876	4,970	3,906	28.5	1.03
		平成9年	10,256	5,817	4,439	28.7	1.26
3	千歳鶴川線 (字田浦318)	昭和60年	1,897	927	970	—	—
		昭和63年	2,040	854	1,186	—	0.55
		平成2年	2,288	1,046	1,242	31.7	0.31
		平成6年	2,713	1,481	1,232	23.7	0.38
		平成9年	3,228	1,881	1,347	29.2	0.52
4	穂別鶴川線 (字米原無番地)	昭和60年	2,237	908	1,329	—	—
		昭和63年	2,172	1,039	1,133	—	0.46
		平成2年	2,504	1,064	1,440	35.4	0.54
		平成6年	2,879	1,126	1,753	41.7	0.57
		平成9年	3,230	1,192	2,038	44.6	0.47
5	平取厚真線 (字生田316)	昭和60年	1,856	660	1,196	—	—
		昭和63年	1,998	879	1,119	—	0.36
		平成2年	2,400	1,014	1,386	40.5	0.36
		平成6年	2,678	1,026	1,652	44.7	0.58
		平成9年	2,856	1,111	1,745	45.7	0.47
6	平取厚真線 (字有明38)	昭和60年	1,357	609	748	—	—
		昭和63年	1,488	628	860	—	0.27
		平成2年	1,612	977	635	27.6	0.30
		平成6年	1,605	731	874	30.3	0.29
		平成9年	1,642	820	822	32.5	0.26
7	鶴川停車場線	昭和60年	1,129	407	722	—	—
		昭和63年	2,151	1,362	789	—	0.23
		平成2年	3,049	1,960	1,089	7.1	0.32
		平成6年	3,487	2,293	1,194	8.9	0.37
		平成9年	3,984	2,787	1,197	5.6	0.38
8	米原田浦線 (字春日無番地)	昭和60年	426	211	215	—	—
		昭和63年	555	243	312	—	0.82
		平成2年	556	235	321	24.8	0.72
		平成6年	741	270	471	33.5	0.99
		平成9年	905	331	574	47.7	0.18

〔資料：道路交通センサス一般交通量調査箇所別基本表〕

## その他都市の現況図



## 2. 計画策定の経緯

平成13年度		
開催日	各種委員会、会議等開催状況	都市計画審議会
7月9日	第24回鷺川町まちづくり計画委員会	
7月17日	第1回策定会議	
7月19日	女性まちづくり会議(子育て世代意識調査)	
7月25日	第1回ビジョン検討グループ会議	
7月30日	第1回女性まちづくり会議関係職員打ち合わせ会議	
8月8日	第2回ビジョン検討グループ会議、第2回女性まちづくり会議関係職員打ち合わせ会議	
8月17日	第3回ビジョン検討グループ会議	
8月22日	第4回ビジョン検討グループ会議、第3回女性まちづくり会議関係職員打ち合わせ会議	
8月23日	女性まちづくり会議(子育て世代意識調査)	
8月29日	第5回ビジョン検討グループ会議	
9月3日	まちづくり提言(意見収集実施～10月12日まで)	
9月4日		第46回(諮問)
9月5日	第6回ビジョン検討グループ会議	
9月7日	第25回鷺川町まちづくり計画委員会、第7回ビジョン検討グループ会議	
9月18日	女性まちづくり会議(産業活動実態調査)	
9月19日	第8回ビジョン検討グループ会議	
9月21日	第26回鷺川町まちづくり計画委員会、女性まちづくり会議(まち並み景観調査)	第47回
9月29日	第9回ビジョン検討グループ会議	
10月4日	第10回ビジョン検討グループ会議	
10月6日	こども未来会議(町内施設見学・体験・交流)	
10月10日	第27回鷺川町まちづくり計画委員会、第11回ビジョン検討グループ会議	
10月15日	第12回ビジョン検討グループ会議	
10月17日	第13回ビジョン検討グループ会議、第4回女性まちづくり会議関係職員打ち合わせ会議	
10月18日	第28回鷺川町まちづくり計画委員会	
10月23日	第14回ビジョン検討グループ会議	
10月24日	第15回ビジョン検討グループ会議	
10月25日	まちづくり座談会(米原・宮戸・曙・汐見地区、春日・農城・二宮・田浦地区)	
10月26日	まちづくり座談会(有明・旭岡・生田・花岡、市街地区)	
10月30日	第29回鷺川町まちづくり計画委員会	
10月31日	第16回ビジョン検討グループ会議	
11月7日	第5回女性まちづくり会議関係職員打ち合わせ会議	
11月13日	第30回鷺川町まちづくり計画委員会、第17回ビジョン検討グループ会議	
11月19日	第18回ビジョン検討グループ会議	
11月20日	第2回策定会議	
11月27日	第31回鷺川町まちづくり計画委員会、第19回ビジョン検討グループ会議	
11月29日		第48回
12月4日	第32回鷺川町まちづくり計画委員会、第20回ビジョン検討グループ会議	
12月10日	第33回鷺川町まちづくり計画委員会	
12月11日	第21回ビジョン検討グループ会議	
12月19日	第22回ビジョン検討グループ会議	
1月15日	第34回鷺川町まちづくり計画委員会	
1月18日	第23回ビジョン検討グループ会議	
1月28日	第35回鷺川町まちづくり計画委員会、第24回ビジョン検討グループ会議	
1月30日		第49回
2月6日	第25回ビジョン検討グループ会議	
2月13日	第36回鷺川町まちづくり計画委員会	
2月27日	第37回鷺川町まちづくり計画委員会	
3月8日	第26回ビジョン検討グループ会議	
3月11日	第38回鷺川町まちづくり計画委員会	
3月22日		第50回

平成14年度		
開催日	各種委員会、会議等開催状況	都市計画審議会
4月16日	第3回策定会議	
4月19日	第1回分野別検討グループ会議	
4月24日	第39回鶴川町まちづくり計画委員会	
4月26日	第2回分野別検討グループ会議	
5月7日	第40回鶴川町まちづくり計画委員会	
5月9日	第27回ビジョン検討グループ会議	
5月10日	第3回分野別検討グループ会議	
5月15日	第41回鶴川町まちづくり計画委員会	第51回
5月16日	第28回ビジョン検討グループ会議	
5月17日	第4回分野別検討グループ会議	
5月21日	第29回ビジョン検討グループ会議	
5月24日		第52回
5月27日	第5回分野別検討グループ会議	
5月29日	第42回鶴川町まちづくり計画委員会、第30回ビジョン検討グループ会議	
6月3日	第6回分野別検討グループ会議	
6月6日	第43回鶴川町まちづくり計画委員会、第31回ビジョン検討グループ会議	第53回
6月10日	第44回鶴川町まちづくり計画委員会	
6月18日	第4回策定会議	
6月25日	第45回鶴川町まちづくり計画委員会	
7月12日	市民アンケート実施(～7月24日まで)	
7月16日	第5回策定会議	
8月20日	第6回策定会議	
8月22日	第46回鶴川町まちづくり計画委員会	
8月29日	第47回鶴川町まちづくり計画委員会	
9月5日	第48回鶴川町まちづくり計画委員会	
9月9日	第49回鶴川町まちづくり計画委員会	
11月12日		第54回
12月18日	第51回鶴川町まちづくり計画委員会	
1月21日	第7回策定会議	
2月5日		第55回(答申)

### 3. 計画策定の組織

#### ■まちづくり計画委員会名簿（敬称略）

氏名	役職	備考	任期
芦田 良子	委 員	学識経験者	～平成15年4月30日
阿部 陽子	委 員	学識経験者	平成14年3月31日退任
石畠 博道	委 員	学識経験者	～平成15年4月30日
片山 幹雄	委 員	町議会議員	"
澤 貞雄	委 員	学識経験者	"
下田 妙子	委 員	学識経験者	"
高田 フミ	委 員	学識経験者	"
竹中 喜之	委 員	町議会議員	"
中井 弘	委 員	学識経験者	"
田口 秀吉	委 員	学識経験者	"
中島 進	委 員	町議会議員	"
畠山 博子	委 員	学識経験者	"
福田 隆一	委 員	学識経験者	平成13年9月18日退任
松田 明雄	委 員	町議会議員	～平成15年4月30日
三上 純一	委 員	学識経験者	"
吉村 正	委 員	学識経験者	"
高橋 佐代子	委 員	学識経験者	"
六角 和晴	委 員	町議会議員	"
前田 幸男	委 員 長	学識経験者	"
山下 紀美子	副 委 員 長	学識経験者	"

#### ■都市計画審議会名簿（敬称略）

氏名	役職	備考	任期
大江 啓一	職務代理者	学識経験者	～平成15年4月30日
金谷 仁		学識経験者	"
川島 末裕		町議会議員	"
北村 修		町議会議員	"
小坂 利政	会 長	町議会議員	"
数矢 伸二		学識経験者	"
瀧谷 依子		学識経験者	"
竹田 早知子		学識経験者	"
富野 孝紀		学識経験者	"
三倉 英規		町議会議員	"

■策定会議名簿

所 属 (平成14年度)	氏 名	備 考
助役	中道 光治	
教育長	菅原 英世	
総務課課長	木澤 省司	
企画課課長	臼井 康彦	
財務課課長	富士 隆久	
財務課参事	島田 靖志	
町民サービス課課長	野木 五久夫	
健康いきがい課課長	塙田 志津子	
健康いきがい課参事	沖田 文勝	
農政課課長	新田 秀治	
商工水産観光課課長	藤田 勝武	
建設水道課課長	都築 七郎	
建設水道課参事	工藤 勝純	
出納室室長	阿部 勉	
議会事務局事務局長	加藤 勝正	
生涯学習課課長	西脇 康広	
農業委員会事務局長	山本 三博	

■ビジョン検討グループ名簿

所 属 (平成14年度)	氏 名	備 考
生涯学習課主幹	石川 英毅	座長 (平成13年度:健康課介護支援係長)
建設水道課技術係主査	大塚 治樹	副座長 (平成13年度:建設課土木係主査)
生涯学習課生涯学習係主査	東 和博	(平成13年度:農政課振興係主査)
町民サービス課主事	佐々木 義弘	(平成13年度:総務課職員係主事)
町民サービス課主事	菊池 功	(平成13年度:福祉課国保係主事)
税務財政課税務係主事(H13年度)	柄丸 直士	任期:平成13年度、平成14年度より総務課付派遣
生涯学習課体育振興係主事	飛岡 雅幸	
商工水産観光課商工観光係主事	神田 昌男	
農政課農政係主査(H13年度)	古澤 孝之	任期:平成13年度、庄川町派遣交流職員

■分野別検討グループ名簿

所 属 (平成14年度)	氏 名	備 考
総務課副参事	菅原 春巳	
財政課副参事	高田 芳憲	
町民サービス課副参事	堀江 芳幸	
健康いきがい課副参事	沖田 文勝	
農政課副参事	田中 俊吾	
商工水産観光課副参事	大澤 忠史	
建設水道課参事	工藤 勝純	
生涯学習課主幹	高田 純市	
議会事務局事務局次長	横山 昭弘	

## ■女性まちづくり会議関係職員名簿

所 属 (平成13年度)	氏 名	備 考
福祉課主幹	玉根 尋子	事務局
福祉課児童館係長	山上 京子	
福祉課ひかり保育園係主任看護婦	宮原 弘子	
福祉課ひかり保育園係保育士	津川 由紀	
福祉課ひかり保育園係主任保育士	佐々木 聰子	
総務課総務係主査	丹治 澄恵	
健康課保健係長	大澤 清美	事務局
健康課介護支援係介護福祉士	柄丸 ゆかり	
町民課総合窓口係主査	飯岡 良子	事務局
建設課管理係長	高田 美津子	事務局
生涯学習課生涯学習係主査	相原 正子	
生涯学習課生涯学習係主事	松岡 恵美	
議会事務局総務係主査	田村 礼子	
まちづくり推進課課長補佐	土井 博子	事務局

## ■事務局名簿

所 属 (平成14年度)	氏 名	備 考
企画課副参事	土井 博子	(平成13年度:まちづくり推進課課長補佐)
企画課主幹	奥村 誠治	(平成13年度:まちづくり推進課主幹)
建設課主幹(H13年度)	萬 純二郎	任期:平成13年度
建設水道課主幹	高橋 道雄	任期:平成14年度
企画課計画係主事	酒巻 宏臣	(平成13年度:まちづくり推進課計画推進担当主事)

## 4. 鶴川町都市計画審議会諮詢・答申

### 4-1. 諒問書

鶴川都 号

平成13年9月 4日

鶴川町都市計画審議会

会長 小坂 利政 様

鶴川町長 山口 審造

鶴川町都市計画マスタープランの策定について(諮詢)

鶴川町都市計画審議会条例第1条の規定に基づき、鶴川町都市計画マスタープランの策定について、貴審議会のご意見を賜りたく諮詢します。

## 4-2. 答申書

鵠都審号  
平成15年2月5日

鵠川町長 山口憲造様

鵠川町都市計画審議会  
会長 小坂利政

鵠川町都市計画マスターplanの策定について（答申）

平成13年9月4日付け鵠都号にて諮詢のありました、鵠川町都市計画マスターplanの策定につきまして、当審議会として慎重な審議を行つて参りました結果、別冊鵠川町都市計画マスターplanのとおり策定しましてので答申します。

鵠川町都市計画マスターplan